

緇徒還棄戒珠、頓廢學業、爾乃形似入道、行同在家、鄭璞成嫌、齊竿相濫、言念迷途、寔合改轍、自今以後、年分度者、宜擇年卅五以上、操履已定、智行可崇、兼習正音、堪爲僧者爲之、每年十二月以前、僧綱所司、請有業者、相對簡試、所習經論、惣試大義十條、取通五以上者、具狀申官、至期令度、其受戒之日、更加審試、通八以上、令得受戒、

(註)「佛道部十四、度者」の條、桓武天皇、延曆十七年四月十五日

(二五八)類聚國史 卷百八十七

勅^中自今以後、聽取年廿已上者、其簡試之日、令辨二宗之別、受戒之時、勿勞更加審試、自餘條例、一依前制、

(註)「佛道部十四、度者」の條、桓武天皇、延曆二十年四月十五日

(二五九)日本紀略 前篇十三

勅、緇徒不學三論、專崇法相、三論之學、殆以將絕、頃年有勅、二宗並行、得度者未_レ有法制、自今以後、三論法相各度五人、立爲恒例、

(註)桓武天皇紀、延曆二十二年一月二十六日の條、但し「日本後紀」には同二十三年一月七日とある。

(二六〇)類聚三代格 卷第二

華嚴業二人 並令讀五教指歸綱目

天台業二人 一人令讀大毗盧舍那經 一人令讀摩訶止觀

律業二人 並令讀梵網經若瑜伽聲聞地

三論業三人 二人令讀三論 一人令讀成實論

法相業三人 二人令讀唯識論 一人令讀俱舍論

右被_レ右大臣^神宣稱奉勅、攘災殖福、佛教尤勝、誘善利生、無如斯道、但夫諸佛所以出現於世、欲令一切衆生悟一如之理、然衆生之機、或利或鈍、故如來之說、有頓有漸、件等經論、所趣不同、開門雖異、遂期菩提、譬猶大醫隨病與藥、設方萬殊、

共在濟命、今欲興隆佛法、利益群生、凡此諸業廢一不可、宜准十二律定度者之數、分業勸催共令競學、仍須各依本業疏讀法華金光明二部經漢音及訓經論之中間大義十條、通五以上者、乃聽得度、縱如一々業中無及第者、闕除其分當年勿度、省寮僧綱相對案記、待有其人、後年重度、遂不得令彼此相奪廢絕其業、若有習義殊高、勿限漢音、受戒之後、皆令先必讀誦二部戒本、諳案一卷、鞞磨四分律鈔、更試十二條、本業十條、戒律二條、通七以上者、依次差任立義、復講及諸國講師、雖通本業、不習戒律者、不聽任用、自今以後、永爲恒例、

(註) 延曆二十五年一月二十六日の太政官符「應分定年料度者數并學業事」の條

〔二六二〕類聚三代格
卷第二

二人依延曆廿五年正月廿六日符所度

一人遮那業 一人止觀業

二人依嘉祥三年十二月十四日符所度

一人金剛頂業 一人蘇悉地業

二人依同年十二月十六日符所度

並止觀業

右得延曆寺座主傳燈大法師位圓珍牒稱、延曆末創建天台宗、緣事新開年分數少、代々聖主弘道之故、更加四人、當寺須准格意簡試數人、取優長者度之、而年來八月下旬臨國忌時、召學生六人、即加簡試、若及第者無復試、他人便度、四人爲當時分、留着二人、置明春分、爰修學之徒、或嫌不進、朝憲所仰、何其如此、望請自今以後、先格度者、起從三月十四日始試、十七日得度、後格度者、起從八月廿三日始試、廿七日得度、然則允競學之詔、致後生之勤、謹請處分者、中納言兼左近衛大將從三位行陸奧出羽按察使藤原朝臣基經宣、依請、

(註) 貞觀十一年二月一日の太政官符「應依前後格、每年春秋各試、度年分者六人事」の條 ○延曆二十五年正月廿六日符「〔二六〇〕を見よ」

(二六二)類聚三代格
卷第二

右得少僧都法眼和尚位惠運牒稱伏檢舊例凡有得度者先與度緣次令入寺就中年分度者經二箇年臨時度者經三箇年令練沙彌之行然後初聽受戒爾乃每年三月以前僧綱放牒諸寺令進當年可受戒者交名會集綱所治部玄蕃共勘名籍兼試法花最勝威儀三部經即簡定年六十已下廿五以上學得前件三部經者更牒本寺三箇七日令修悔過四月十五日以前定其受戒日請集傳戒大少十師於東大寺戒壇院依教法問十三難并十遮然後令登壇受戒即受戒畢後安置戒壇院差教授師夏月之間令修學比丘二百五十戒三千威儀誓護國家或在各本寺請依止師細學律相同以誓護其年不滿廿若七十已上并國家不放之人債負之人黃門奴婢之類非是戒器故佛不聽受戒頃年之間非唯忘却舊例兼復違背佛教或臨受戒日纔下官符新剃頭髮初着袈裟冠幘之痕頭額猶存或十四已下年少之人空有貪名之外謀曾無慕道之中誠皆是未練沙彌之行況於懺悔之事乎加以結番之場競上下而鬪亂登壇之次爭先後

而拏攫遂則罵詈有司陵轢十師濫惡之甚不可勝計夫受得表無表戒名曰受戒於三師七證前慇懃至誠敬禮乞戒之下發得防非止惡之功能名曰表戒羯磨之下發得非色非心成佛殊勝之功能名曰無表戒既無至誠禮敬之心安得表戒表戒未得何得無表戒既不得表戒無表戒何名得戒登壇已後不學律相故不知持犯不知持犯故不修安居何稱比丘乎望請惣據舊例兼遵佛教然則緇徒感激濫惡自止戒壇清靜佛法興隆國土之豐樂不期而來內外之災障不攘而去謹請處分者右大臣○藤原良相宣依請

(註) 貞觀七年三月二十五日の太政官符「應一據舊例得度者受戒事」の條

(二六三)令集解
卷第八

讚云養老四年二月四日格云問明法博士越智直廣江等答凡僧尼給公驗其數有三初度給一受戒給二師位給三每給收舊仍注毀字但律師以上者每遷任有告牒不在收舊之例

(註)「僧尼令」第二十一條の注釋の條

(二六四)類聚國史 卷第百八十七

治部省言承前之例、僧尼出家之時、授之度緣、受戒之日、重給公驗、據勘灼然、眞僞易辨、勝寶以來、受戒之日、毀度緣、停公驗、只授十師戒牒、此之爲驗、於事有疑、如不改張、恐致奸僞、伏望不毀度緣、永爲公驗者、許之、但其度緣、自今以後、僧者請太政官印、尼者用所司之印、至于受戒之時、省丞於度緣末、注受戒年月并官人署名、卽以省印々之、

(註)「佛道部十四、度緣」の條、嵯峨天皇、弘仁四年二月三日

(二六五)延喜式 卷第二十一

凡諸國國分寺僧尼以去年定數、勘注一卷、當年三月一日移送主稅寮、凡國分寺僧度緣無公驗者、不得預正月安居等請、

凡僧綱、每歲首遍訪求諸大寺僧情、願國分僧者、不論多小、細記年、藤并願國、正月卅日以前、經省寮申官、若申國分寺僧死、闕、卽便補之、

(註)「玄蕃寮」中「國分僧尼」の條

(二六六)令義解 卷第二

凡有私度、及冒名相代、謂冒、覆也、言甲冒承乙名、而官司不覺與、
度、或詐受、身死僧尼名、相代爲僧尼者也、并已判還俗、仍被法服者、依律科斷、師主三綱、及同房人知情者、各還俗、謂此唯據私入道、未除其、若
知、已除其者、自依格律條也、雖非同房、知情容止、經一宿以上、皆百日苦使、卽僧尼知情、居止浮逃人、經一宿以上者、亦百日苦使、本罪重者、依律論、謂假如知情、容
停反逆之類也、

(註)「僧尼令」第二十二條

(二六七)山家學生式

年分度者二人

柏原光帝○桓武新加
天台法華宗傳法者、

第三章 教育の施設

凡法華宗天台年分、自弘仁九年、永期于後際、以爲大乘類、不除其籍名、賜加佛子號、授圓十善戒、爲菩薩沙彌、其度緣請官印、
凡大乘類者、即得度年、授佛子戒、爲菩薩僧、其戒牒請官印、受大戒已、令住叡山、一十二年、不出山門、修學兩業、

(註) 弘仁九年五月十三日「天台法華宗年分學生式一首」の條

(二六八)類聚三代格卷第二

右得延曆寺去年四月十一日牒稱、左辨官今月九日宣旨稱、太政官去三月十五日下治部省符稱、檢舊例年分度者經二箇年、臨時度者經三箇年、令練沙彌之行、兼試法花最勝威儀三部經、然後令受戒者、寺宜依件行之者、今案彼格最有理致、弘道之輩、誰不遵行、但此寺年分者、惣八人也、就中六人、是先皇○文德天皇御願、國忌之日、同令得度、二人、即今帝○清和天皇御願、臨降誕之日、奉爲賀茂春日兩處名神、亦令得度、非唯未度以前、練沙彌行、亦乃受戒以後、不出山門、十二箇年、慎

守公制勤修三昧、誓護國家、皆是隨先師遺誠也、先師之戒、既異諸宗、所有行業不同、他類得業以後、何更經年、若兩箇年不聽受戒、恐於御願致闕斷歟、凡年、試度年、受戒、謂之年分、若不爾者、亦恐有所闕歟、伏冀不違先師之戒、當年受戒、則閉山門、誓護國家、其沙彌威儀經、一准官符、試業之日、同加試練、又雖臨時度者、不必經三箇年、何者、人有利鈍、學有優劣、況有入道之前後、練行之淺深乎、或幼年從師、修學年深、或長後出俗、未染法流、或入道如昨、才學優長、或出家經年、身才猶疎、得失如斯、何得一准、望請才與年長、行將齡積之輩、准官符旨、先勘度緣、三月之內、試三部經、若無擁滯者、聽其受戒、縱雖少年而廿歲以上、才行兼備、堪爲僧者、方加試練、同聽登壇、然則玉石同分、修學無怠、謹請處分者、右大臣○藤原良相宣奉勅、年分度者依請、自餘一同、去年三月十五日格、

(註) 貞觀八年閏三月十六日の太政官符「應令受戒年分度者事」の條 ○今案彼格 彼格とは貞觀七年三月二十五日の格

(二六九)類聚三代格 卷第三

講師五階 試業、復、維摩立義、夏講、仕講、

講師三階 試業、復、維摩立義、

右案太政官去延曆廿四年十二月廿四日下治部省符稱僧綱牒稱太政官延曆十四年八月十二日符稱右大臣○藤原宣奉勅改國師曰講師每國置一人舉才堪講說爲衆推讓者申官奏聞然後聽補但講師者國分寺僧依次以請之者伏望簡大智而任講師舉少識而補講師謹請處分者右大臣○神宣奉勅講師依請

(註) 齊衡二年八月二十三日之太政官符「應下定試業之階補任諸國講師事」の條

二七〇類聚三代格 卷第二

新藥師寺 法華寺 招提寺 弘福寺 本元興寺
崇福寺 西寺 海龍王寺 龍蓋寺

右得治部省解稱玄蕃寮解稱僧綱牒稱太政官去天長七年九月四日符稱最勝立義者議其優劣便爲諸國講師之試者今案件格彼會立義者不經夏供講可補講師而出格之後未有遵行諸寺學者漸以解體齊衡二年九月廿二日符稱先五階者以爲講師果三階者以爲講師者厥徒僧後競望五階夏講之論從斯而發承和元年正月廿九日符稱維摩立義者得第僧等請爲諸寺安居講師者因茲最勝立義者無由滿階業老莊沈淪愁吟良深貞觀元年十一月十日諸寺宿德并諸供學頭僧等牒稱春講最勝與典開緇素之慧眼冬說維摩立旨祈天下之榮樂永懸日月遠期龍花而頃年維摩立義早預夏講最勝立義棄而不用望請件立義僧等預專寺夏講仍請綱裁者僧綱須請官裁後行之而偏依件牒可互請狀仰諸寺畢即六箇大寺並皆遵行之但東大寺固執符旨不曾奉行望請維摩最勝兩會立義僧等混雜請用諸寺安居講師然則彼此得所爭論永絕者寮依牒狀申送者省依解狀申送者大納言正三位藤原朝臣氏宗宣奉勅夫維摩最勝立名雖異學習之輩苦勤惟同而至于採用以有偏頗喧訟

繁興、職此之由、宜每年令請件等寺講師、但新藥師本元興崇福等寺、當出立義者之年者、便請彼僧以爲講師、

(註) 貞觀十年十月四日の太政官符「應最勝會立義得第僧等請用諸寺安居講師事」の條

(二七二) 日本書紀 卷第廿九

勅曰、凡諸僧尼者、常住寺內、以護三寶、

(註) 天武天皇紀下、八年十月の條

(二七二) 令義解 卷第二

凡僧尼、非在寺院、別立道場、聚衆教化、謂道場教化、相須還俗、若雖立道場、而不教化者、須科違令、毀去道場也、并妄說罪福、

及毆擊長宿、謂據上條、長宿三綱、尊卑既異、今此條、唯舉尊者、故毆卑者、不可還俗、自須准者、皆還

俗、國郡官司、知而不禁止者、依律科罪、謂不禁止者、犯上三事已過之後、知而不犯、若知其始犯、而不禁止者、依律、合與同罪也、依律科罪者、科違令罪、

其有乞食者、三綱連署、經國郡司、勘知精進練行、謂精進者、但毆擊長宿、以至徒以上、而不知犯者、其有乞食者、三綱連署、經國郡司、勘知精進練行、

更乞餘物、謂衣服之類也、判許、京內仍經玄蕃知、並須午前捧鉢告乞、不得因此

(註) 「僧尼令」第五條 ○道場 私寺。奈良時代の佛教は國家的統制の下にあつたから、私度、私寺は禁ぜられてゐた。「續日本紀」養老元年四月二十三日の條に行基が朋黨を構へ百姓を妖惑するを禁ずることが見え、勅曰、令集解」によれば行基の行つたことが「別立道場聚衆教化」といふことに當るとされてゐる。後に最澄は比叡山の獨立運動を爲すに當り、行基の四十九院を擧げて先證としてゐるのは注意すべきである。

(二七三) 續日本紀 卷第七

勅曰、中凡僧尼、寂居寺家、受教傳道、

(註) 元正天皇紀、養老元年四月二十三日の條

(二七四) 大安寺緣起

本朝大安寺以彼西明寺爲規模焉、寺社在大和國添上郡、其寶塔華龕、佛殿僧房、經藏鐘樓、食堂浴室、內外重構、不遑具記、其自小及大、蓋起於上宮太子熊凝

精舍矣、

(二七五)類聚三代格
卷第三

宜令天下諸國各敬造七重塔一區、并寫金光明最勝王經妙法蓮華經各十部、
朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各令置一部、所冀聖法之盛與天地而
永流、擁護之恩被幽明而恒滿、其造塔之寺兼爲國華、必擇好處實可長久、近人
則不欲薰臭所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜務存嚴飾兼盡潔清、近感
諸天庶幾臨護、布告遐邇、令知朕意、又有諸願等、條例如左、

- 一 每國僧寺尼寺、各水田一十町、
- 一 每國造僧寺必令有廿僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十
尼、其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相共宜受教戒、若有闕者即須補滿、其
僧尼每月八日必應轉讀最勝王經、每至月半誦戒羯磨、

(註) 天平十三年二月十四日の勅「國分寺創建事」の條、但し「續日本紀」には三月二十四日とある。

(二七六) 山門堂舍

根本中堂、初號比叡山寺、後稱二
乘止觀院、亦曰中堂、

大別當義眞、

小別當眞忠、

上座藥芬、

寺主慈行、

都維那圓信、

延曆七年戊辰、傳教大師建立者、伐虛空藏尾自倒之木、以本切自手彫刻藥師
佛像一軀安置之、大師發誓願而祈利生、件像搖頭而諾濟衆如生佛、詎謂木像
矣、

此堂元者三字各別、文殊堂、藥師堂、經藏等也、藥師堂以在中、故曰中堂、但彼經
藏、今大師堂也、○中

法花堂、或名根本法
花三昧院、

別當延秀、 知院事圓信、

葺檜皮方五間半行半座三昧堂一字、堂上有金銀如意寶形、堂內有金銀多寶
塔一基、高三尺安置多寶佛像一軀、妙法蓮花經壹部、

弘仁三年七月上旬傳教大師建立實簡淨汗衆五六以上始不斷香至于今香煙猶薰燈火未滅山里之間傳燈此火爲常燈之火

弘仁元年春根本中堂始三部長講之夜谷頂有誦法花安樂行品之音一兩夜尋音呼求雖聞誦音不見人體以燈求覽有朽頭骨手採捧之尙誦經仍埋不令踏卽於其地所建立法花堂也

康保三年九月廿八日燒亡同四年四月造畢奉移普賢菩薩勤修三體行法云
略○中

根本經藏在虛空藏堂南

葺檜皮五間一面經藏一字一切經律論賢聖集并唐本天台宗章疏新寫經傳記外典傳教大師平生資具八幡給紫衣等安置之

右經論大師所書寫也又大安寺沙門聞寂招提寺僧道慈殊成隨喜書寫經論二千餘卷部帙滿設萬僧齊會以供養之今所安置經論藏是也
略○中

常行三昧院亦名般若三昧院在講堂北

別當道昭 知院事仁哲

葺檜皮方五間堂一字西在孫庇堂上有金銅如意寶珠形四方壁圖九品淨土并大師等影像

安置金色阿彌陀佛坐像一體同四攝菩薩像各一體
略○中

此堂四種三昧之其一也傳教大師弘仁九年七月廿七日分諸弟子配四種三昧令慈覺大師經始常坐三昧堂同年九月土木功畢自入三昧六年修行大師承和五年入唐十五年歸山新建立常行三昧堂仁壽元年移五臺山念佛三昧之法傳授諸弟子等永期未來際始修彌陀念佛貞觀六年正月十四日子時慈覺大師遷化遺言始修本願不斷念佛念佛之軌躅邈矣大哉昔斯那國法道和尙入定現身往生極樂國親聞水鳥樹林念佛之聲和尙出定以傳彼法音流布五臺山慈覺大師入唐求法之時登五臺山一夏之間學其音曲又傳叡岳師資之所承不可輒置者也
略○中

食堂在中堂東

葺檜皮十一間堂一字、葺板五間二面大衆屋一字、安置文殊聖像一體、
 天長年中所建立矣、仁壽四年十一月廿四日慈覺大師依國清寺風、始修天台
 大師供、智者大師爲本遍禮供、天竺震旦日本顯密祖師也、天元三年造九間四
 面食堂、七間二面雜舍、行大師供內論義等、天元三年九月三日供養、寬治四年
 六月日、座主良眞爲新造德功之□、其敷地依高、於中堂之地、三尺曳窪、年內造
 立之、依宣旨近江守爲家朝臣施作料矣、○中略

講堂、在四王院延命院中間

葺檜皮九間堂一字、檐下四隅有莊嚴丹青篋、安置胎藏大毘盧舍那木像一
 體、居高八尺、化佛一桂、荷額提金箱、左脇士彌勒菩薩木像一體、右脇士十一面觀音菩薩像一體、並立尺五寸、各押金薄、

右正軀佛像并彌勒菩薩爲佛法護國衆僧檀越等、合力所造觀音菩薩像、弘
 宗王奉爲深草先帝發心所造、具在奏狀、

梵天帝尺四天王像各一體、彩色、

文殊師利聖僧像一體、居高三尺、肉色、在金塗床、長四尺、廣三尺、高一尺四寸、

天長元年義真和尚所致肇造矣、十一月會在之、名法花會、六月會、法華會式同十一月會、五月廿八日始

之、小月者廿七日始之、安居夏講、安置新金色丈六大日如來像、觀音彌勒二菩薩像、彩色文

殊六天像等畢云々、

承元元年座主圓融房承圓大和尚、依宣旨鎌倉源中將實朝令造營、

（二七七）類聚三代格 卷第二

右檢案內、太政官去弘仁十三年二月十一日下治部省符稱、右大臣○藤原多嗣宣奉
 勅、去年冬雷、恐有疫水、宜令空海法師於東大寺爲國家建立灌頂道場、夏中及
 三長齋月修息災增益之法、以鎮國家者、今被從二位行大納言兼皇太子傅藤
 原朝臣三守宣稱、自今以後、宜件院置廿一僧、永爲定額、不向食堂、全令修行、別
 當之僧專當其事、但住僧交名、專當法師等簡定牒僧綱令行、若僧有闕、隨以補
 之、

(註) 承和三年五月九日の太政官符、應、東大寺真言院置廿一僧令修行事の條

(二七八) 延喜式 卷第二十一

其外國沙彌沙彌尼者、皆請當國文牒、東海道足柄坂以東、東山道信濃坂以東、並於下野國藥師寺、西海道於筑紫觀世音寺受戒、即當處官司案記印署、並准上例、仍造歷名二通、一通留國、一通附使進官、官付所司、

(註) 「支蕃寮」中「授戒」の條

(二七九) 東大寺要錄 卷第四

本願聖武皇帝之所建也、時雖定惠之聲傳自漢土、○中便有入唐學僧榮叔善照、與大使藤原清河副使大伴古滿呂等、詣龍興寺拜請鑒真和尚、乃唱白塔寺法進律師十餘人、遠凌鯨波歸朝鳳闕、天皇敬其德、安置東大寺唐禪院、因茲本朝立戒壇、始行授戒而已、

(註) 「諸院章第四」中「戒壇院」の條

(二八〇) 東大寺要錄 卷第四

金堂 講堂 軒廊 廻廊 僧房 北築地 鳥居 脇戸等

勝寶六年十月十六日、別當良辨兼法務戒壇院供養呪願賞、

抑此僧坊惣六院也、受戒之時、戒和上十師等所寄宿也、上古律宗以此爲本所矣、○中然當院者、遠學祇園精舍之一院、近寫西明戒壇之地相、堂廊高下長短楮模無乖、

(註) 「諸會章第五」中「戒壇院」の條

(二八一) 東大寺要錄 卷第一

五年○天平正月廿一日、下勅於下野藥師寺筑紫觀世音寺始建戒壇行授戒、六年詔良辨僧正永納封戸五十烟爲安居會料、

(註)「本願章第一」中「孝謙天皇」の條 ○天平寶字五年正月 一説には天平寶字六年ともいふ。

二八二 山門堂舎

戒壇院、或名法花戒且院、在四王院西壇上。

天長五年、義真和尚時有勅建立矣、

別當義真、知院事光定、

葺檜皮方五間戒壇堂一字、堂上有金銅覆鉢、鉢上有寶形壇一基、高六尺七寸、長二丈八尺、廣二尺。

像壇板敷、長三丈六尺、廣三尺。

安置金色釋迦牟尼佛像一體、居高三尺、綵色比丘像、文殊彌勒菩薩像各一體、居高二尺五寸、

葺檜皮五間著衣堂一字、在後、同三間昇廊東西各一字、同廻廊一廻、東西長十四丈、南北長十二丈、

同三間中門一字、

天長四年五月二日、下近江國符旨所創建立也、

二八三 令義解卷第二

凡任シムコトハ僧綱、謂律師以上、必須用德行能化徒衆、道俗欽仰、綱維法務者、謂僧綱者、僧正、僧都、律師也、德行者、内外之稱也、在心爲德、施事爲行也、綱維者、張之曰綱、持之曰維、言張持法務、令其不傾弛也、所舉徒衆、皆連署牒官、若有阿黨朋扇、謂阿者、朋黨相扇也、浪舉無德者、百日苦使、一任以後、不得輒換、謂阿者、朋黨相扇也、若有過罰及老病不任者、謂過罰者、十日苦使以上也、僧綱若犯此罪者、唯解其任、不更苦使也、老病不任者、務老若病不任其事、即依上法簡換、

(註)「僧尼令」第十四條

二八四 類聚三代格卷第三

僧正一人 大僧都一人 少僧都一人 律師四人 從儀師八人

右造式所起請稱、僧尼令云、任僧綱律師以上、必須用德行能化徒衆、道俗欽仰、綱維法務者、所舉徒衆皆連署牒官、一任以後、不得輒換者、今案此令簡任僧綱、直稱律師以上、不顯其號及員、仍須具載式條、以令補闕者、大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣奉勅、宣依件定永爲恒例、但威

儀師員者、依去延曆五年三月六日符、

(註) 弘仁十年十二月二十五日の太政官府「定律師以上員數并從儀師數事」の條

(二八五) 日本書紀 卷第廿五

遣使於大寺、喚聚僧尼而詔曰、○中朕更復思崇正教光啓ナラシメ大猷、故以沙門ソトノ狛ヲ大
法師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧旻、道登、惠隣、惠妙而爲十師、別以惠妙法
師爲百濟寺々主、此十師等、宜能教導衆僧、修行釋教、要使如法、凡自天皇至
于伴造、所造之寺、不能營者、朕皆助作、今拜寺司等、與寺主、巡行諸寺、驗僧尼
奴婢田畝之實、而盡顯奏、

(註) 孝德天皇紀、大化元年八月八日の條

(二八六) 令義解 卷第二

凡僧尼自還俗者、三綱錄其貫屬、謂還俗者、先已還俗者、非今始還俗、故下文云、師主三綱、隱而不申也、三綱者、上座、寺主、都維那也、京經僧綱、自

餘經國司、並申省除附、若三綱及師主、謂依止師是也、自爲白衣時、服隱而不申、卅日以上、五十日苦使、六十日以上者、百日苦使、

(註) 「僧尼令」第三條

(二八七) 延喜式 卷第二十一

凡諸寺以別當爲長官、以三綱爲任用、解由與不勘、并覺舉遺漏、及依理不盡返却等之程、一同京官、其與不之狀、令綱所知之、

(註) 「玄蕃寮」中「別當三綱」の條

(二八八) 續日本紀 卷第二

任諸國國師、

(註) 文武天皇紀、大寶二年二月二十日の條

右得僧綱牒稱案太政官去延曆十四年八月十三日符稱右大臣藤原繼繩宣奉勅如聞諸國々師任限六年兼預他事煩以解由自今以後宜改國師曰講師每國置一人舉才堪講說爲衆推讓者申官奏聞然後聽補一任之後不得輒替但講師者國分寺僧依次請之者今檢諸國講師或身期老死或情無知足則自倦講席何堪誨導○中伏望簡大智而任講師舉少識而補講師限以六年爲秩滿期○中謹請處分者右大臣○神宣奉勅○中其講師年限一依來請但淺學之輩未練戒律年少之人時聞違犯宜簡年四十五以上心行已定始終不易者補之簡才用讓申官經奏等一同前符若有自事銜賣妄求俗舉者永從擯出以懲後輩如僧綱受囑亦揆情論之其讀師者依舊用之又部內諸寺者講師國司相共檢校不得獨恣

(註) 延曆二十四年十二月廿五日之太政官符應簡任諸國講讀師及相替六年爲限事の條

勅諸國講師所以教導緇徒也宜除造寺事之外寺內庶務及糾正僧尼皆委講師若有不遵者准法科斷

(註) 「佛道部十三、僧尼雜制」の條、桓武天皇、延曆十六年八月十一日

右檢案內太政官去天平十六年十月十七日勅稱國師親臨檢校務令早成用糧造物子細勸錄以申綱所一切諸寺亦復如之者自茲以降遵行既久至于延曆十四年改國師稱講師專任講說不預他事堂宇頽壞不存修葺尊像損汚無情改飾熟論其理事不容然今被大納言正三位藤原朝臣圍人宣稱奉勅自今以後宜與國司共令依件檢校其申送用度并勸解由一依舊例

(註) 弘仁三年三月二十日の太政官符應令諸國講師檢校國分二寺事の條

〔二九二〕延喜式
卷第十一

凡諸寺別當鎮三綱并定額僧等依官符補任之者宜先令所司勘申年薦而後造符諸國講讀師等依宣旨補任之徒亦宜准此

(註)「太政官」中「諸寺別當年薦」の條

〔二九三〕律宗綱要
卷下

東大寺戒壇十人受戒准中國式兩國戒壇五人受戒准邊國式

(註)「鑑真大師於日本國語三戒壇事」の條 ○兩國 東國、下野、西國、筑前

〔二九四〕延喜式
卷第二十一

凡沙彌沙彌尼應受戒者限三月上旬集於僧綱所先勘會度緣然後受戒畢具錄僧數使并十師連署進官上奏

(註)「支蕃寮」中「授戒」の條

解 說

中古に於ける教育の形式上最も顯著な特徴は、支那就中唐の制度に模倣して創められた教育機關の設置とその整備とであつた。孝徳天皇紀に見える國博士〔一三七〕は未だ學校の教官ではないが唐の國子博士に模したものと考へられ、唐の教育制度の模倣はこの頃から行はれた。天智天皇紀には學職頭の名が見出され〔一三八〕、「懷風藻」の序文には聖徳太子の教化政策に可成り強く表示せられた佛教的色彩を修正して天智天皇の朝に唐風に從ふ「庠序」の設置せられたことを述べて居る〔一三九〕。随つて天智天皇の朝には教育機關の既に存在したことを物語るが、この「庠序」が如何なる名稱で呼ばれて居たかは明瞭でない。けれども天武天皇紀には「大學寮諸學生」の語があり〔一四〇〕、持統天皇紀に「大學博士」〔九四〕、「音博士」・「書博士」〔一四一〕の名が散見する所から、この頃に大學と名付くべき教育施設と博士の稱を有つ教官との存在したことは承認してよい。而して是等の地盤の上に大寶令の學令によつて教育機關が整備せられ建設せられたのである。而令の規定によれば學校としては先づ國都の大學を擧げねばならぬ。大學は詳しくは大學寮と稱せられ、式部省に屬し、式部卿の所管下に置かれて居た〔一四二〕。大學には明經・音・書・算の四

道の教官と頭・助・允・屬の四部の事務官とを置き〔一四三〕、學生は明經を主とし、他に算生を置く〔一四三〕。教官の任用資格、學校の行事、學生の入學資格及び手續、教育の内容、試験その他は學令の法文によつて可成り詳細に規定せられて居る〔一四四〕が、かゝる規定がその儘直ちに實施せられたか否かは一應検討を加へなければならぬであらう。

式部省は淳仁天皇の朝にその掌る内容に従つて文部省と改名された〔一四五〕。教官は神龜五年の格によつて律學博士(明法博士)と文章博士と直講とが置かれ〔一四六〕、大同三年には紀傳博士を置き〔一四七・一四八〕、承和年間之を廢止し〔一四九・一五〇〕、彼等に學ぶ生徒も同じく變遷を見たのである〔一四六・一四九・一五〇〕。鎌倉時代に大學が有名無實となつた後も博士の官と之にともなふ俸祿とは殘存した。

學校は大寶令制定當初は生徒の數も少く十分の成績が擧らなかつたらしい。それが當局の努力によつて次第に整備せられて行つた〔一五二〕。それにも拘らず、生徒の學力は不十分であり、又多くは貧困であつて、富裕な貴族の子弟は學校へ入學しなかつたのであらう〔一五二〕。それ故、その後、平城天皇の御代には諸王及び五位以上の子孫にして十歳以上のものに大學への入學を命せられ〔一五三〕、嵯峨天皇の朝には物情に合はずやう前勅を緩和せられた〔一五四〕が、淳和天皇の朝、五位以上の子孫は二十歳以下のものは皆大學に入るべきを命令せられた〔一五五〕。又前章に述べたご

とく學問獎勵の政策に基いて、大學、その他の教育的施設に田を給する所謂勸學田の制度が設置せられ〔一五六・一五七〕、大學の教官には職分田が給せられたが、これは最初から十分確立せられなかつたやうである〔一五八〕。又新錢の出擧の利子を大學に送ることも定められた〔一五九〕。かゝる努力にも拘らず、大學は依然として十分なる機能を果し得なかつたのは、一つには財政困難による經費の不足であり、他方には北家藤原氏の專權確立によつて大學出身が決して立身出世の方便でなくなつたからである。是等の動向は多くの奏狀や意見封事に見ることが出来る〔一六〇―一六四〕。

大學關係の試験は寮試といひ〔一六五〕、平安朝を通じて行はれた〔一六六―一七〇〕が、受験者が努力しても採點に不公平のあつたことは『宇津保物語』などに巧妙に描寫されて居る〔一七二〕。大學の位置は二條南にあり〔一七二・一七三〕、それが安元三年即ち治承元年四月二十八日の大火によつて燒亡し〔一七四―一七七〕、僅に一部分を餘したのみで再興せられなかつた〔一七八―一八〇〕。唯、大學寮に於ける重要儀式であつた釋奠のみは中世まで行はれた。釋奠は大寶元年二月から始められ〔一八一〕、孔子以下十一座を奠り〔一八二〕、教官・學生列式の上行はれた〔一八三〕。孔子以下は學神として尊敬せられ〔一八四〕、大學のみでなく地方の國學でも奠られた〔一八五・一八六〕。

國都には大學の他に陰陽寮〔一八七〕・典藥寮〔一八八〕・雅樂寮〔一八九〕等があつて職業教育的機能を果した。教官・生徒等は令により規定せられて居る〔一八七―一九一〕が、元正天皇の時、醫疾令に従

ひ、産針灸を掌る女醫博士が置かれた〔一九二〕。是等の諸設備については大學同様勸學田の制度が設けられて居た〔二五六・一九三〕。

地方には國學の設けがあつた。これは國都の大學寮と典藥寮とを併せて小さくした様なもので職員・生徒の數は國の大小によつて同じでない〔二九四〕。生徒の年齢の制限は大學と等しいが、國學では郡司の子弟を採用した〔二四四〕。國學の制度の最初の困難は教官の採用にあつた。令には國の部内から取り用ゐるべきを規定して居る〔二九五〕が、實施後間もなくその不便を感じ、令制定の後二年には早くも修正が行はれ〔二九六〕、一方には不適任者が自薦運動をし〔一九七〕、政府はこれが是正に配慮した。養老七年には按察使の治める國に限つて博士及び醫師を置き、その他の國博士は之を停めることとし〔二九八〕、神龜五年には三四國に一人の國博士を置くことに改正した〔一九九〕。その後も彼等の登用について種々の修正が行はれ〔二〇〇―二〇六〕、終には大學を卒業しないものも非受業博士の名の下に任用せられ、その可否が問題となつた〔二〇七―二一〇〕のである。

國學として特殊の地位を占めたものは太宰府の府學校で、職員として太宰府博士があり〔二二二〕その爲の職分田も定められて居た〔二二二・二二三〕。西國學術の中心として九州諸國から來學を許し〔二二四〕、吉備眞備が太宰大貳となつてからは特に眞備に教を受けに來るものあり〔二二五〕、學校は學業院と稱せられた〔二二六〕。かくて「此府人物殷繁、天下之一都會也、子弟之徒、學者稍多」と

奏上して居る程であつたが、而も府庫に唯五經あるのみで史書なく、之を備へて頂き度いと請願して居る程である〔二二七〕から、他の國學の施設の不完全なること推して知るべきである。又博士・醫師の採用に就いては承和年間に若干の變更があつた〔二二八・二二九〕。

平安朝に大學が隆昌となるにつれて寄宿舎兼研究室とも見るべき曹司が設けられた。大學構内にあるものを直曹、構外にあるものを別曹といふ。直曹としては大江・菅原兩氏の建てた文章院があり、これは東西兩曹司から成つて居り〔二三〇〕、兩氏の門跡をついで學徒が兩曹に分屬して居つた〔三二〇・三二二〕。菅原是綱の奏狀によれば西曹の始祖は菅原清公であり〔三二二〕、東曹の始祖は大江匡衡によれば大江音人である〔三二三〕。別曹は當時有力な氏が一族の生徒を保護する爲に設けられたもので、和氣氏の弘文院最も古く〔三二四・三二五〕、平安中期には既に衰へ〔三二五〕、藤原氏の勸學院之に次ぐ。勸學院は弘仁年間冬嗣によつて建てられ〔三二六―三二八〕。東西兩曹に對して南曹と稱せられ〔三二七〕、三條北壬生西に存在した〔三二九〕。藤原氏並に縁者はこゝに學び、その職員となり、藤氏と共に榮え〔三二九―三三三〕、その學問料の試験は殆ど公の給費のごとくであつた〔三三三〕。治承の大火で烏有に歸した〔二七四・一七五・一七七〕が、間もなく再建せられ〔三三四〕、南北朝頃まで建物はあつたやうであるが、鎌倉初期には既に殆ど生徒もなかつたらしい〔三三五〕。橘氏の別曹は學館院と稱せられ〔三三六―三三八〕承和年間に建てられた。在原氏の獎學院は勸學院を模範として設け

られ〔二三九―三四一〕、南曹と爲され〔二四二〕、その所在は勸學院の西にあつた〔二四三〕。平安末期には既に衰へ〔二四四〕、治承の大火で焼失してしまつた〔二七七〕。

以上の曹司とは別に僧空海は藤原三守の宅に綜藝種智院を興し〔二四五〕、普く童稚の教育を試みた〔二四六―二五三〕。又石上宅嗣は圖書館の施設を行ひ、芸亭と名付けた〔二五四〕が永續しなかつた〔二四六〕。

中古の佛教では朝廷・國家を背景として、特にその組織・制度等の整つて來るところに意義があると思はれるが、平安朝以前の佛教はその師資の相承を辿つても明かなることく支那や朝鮮の佛教を移し植ゑるに違がなかつた。やはり僧侶教育について見ても制度的に整つて來るのは平安朝になつてからであらう。

僧侶教育の施設については先づ制度的施設として度といふことが問題となる。僧侶としての教育の出発點がこゝから始められたからである。我が國に於ける度の起源は古く遡ることが出来るが、教育史的に注意すべきはその得度に試験その他のことを課したことで、天平六年から始められて居る〔二五五〕。その後平安朝になつて年分度者の制度が施かれ、得度者の年齢、簡試の内容等が規定せられて居る〔二五六・二五七〕が、特に注意すべきは諸宗宗別に年分度者が定められ〔二五八・二五九〕、延暦二十五年には華嚴・天台・律・三論・法相等の諸宗に度者の數及び學業の内容等が

制定せられたこと〔二六〇〕である。次いで眞言宗年分度者を始め〔三九五〕、天長以後約百年位の間諸宗諸寺に或は度者の數を加へ、或は新しく度者を賜はつて居り、度者が專修すべき學業も新しく加へられて居る〔二六一・三九六・四九五〕。

度者の簡試は嚴格に行はれ、操履・智行兼ね備はり、所定の語學を修得して居ることが必要で、随つて受度者の年齢の標準も高くなり〔二五七〕、受度の手続きや試業の仕方、及落の規定等時代と宗別とに従つて異なるものもあるが、一般に非常に複雑嚴格で〔二六〇・二六二〕、度者には度縁・戒牒等が授けられ、得度後の僧が階業等を積んで行くにも重要な檢證となつて居る〔二六二―二六五〕。なほ臨時度者といふことはあつたが、舊制によつて私度は勿論許されてゐない〔二六六〕。なほ出家得度については必ず受戒しなければならぬ。戒の性質や受戒の場所については後に述べるが、年分度者の受戒は貞觀七年の官符によると、得度試業の後二年といふことになつて居り、天台大戒の受戒は得度の年といふことになつて居る〔二六二・二六七・二六八〕。

出家得度以後の研究修業の方法及び内容については後の章に述べるが、延暦二十五年以來、度者の得業に従つて昇進すべき次第が規定せられて居り〔二六〇〕、更に齊衡二年には五階・三階といふ階業を規定して諸國講讀師の補任の資格とせられ、諸寺の僧徒はこの階業に預ることに努力して居つた〔二六九・二七〇〕。更に貞觀年中には右の五階を経たる諸宗の僧徒が三會の講師を経ること

によつて、これを僧綱に任ずる資格とし、僧としての大業こゝに畢るとせられた〔五〇二〕。

僧徒は寺院以外の場所で受教傳道を爲してはならない〔二七一―二七三〕。平安朝になつても得度者は六年或は十二年といふ期間、寺院に籠居して學修する規定であつた。そこで寺院の學習上の施設も奈良朝・平安朝を通じて種々に結構せられて居る。即ち南都古大寺に於ける三面僧房の施設のごとき〔四九二〕、或は東大寺や國分寺の施設のごとき〔四九一・二七五〕、乃至講堂・經藏・食堂から特殊の止觀道場や灌頂道場〔二七六・二七七〕、更に天平の天下三戒壇から、天長の圓頓戒壇等この期の施設・結構は至らざるなき有様であつた〔二七八―二八二・四八四〕。

僧徒の監督指導に就いては、緇納の師資が一貫するものであることは注意すべきであらう。而もその施設・組織は頗る複雑にして且整備せるものであつた。僧徒は大寶令の規定するごとく謂はゞ僧綱・三綱の自治に委し、中央は治部省・玄蕃寮、地方は國司の所管となつて居るが、僧綱は特に僧徒の推舉により、道俗を欣仰せしむるに足る高德でなければならぬ。その僧綱によつて普く僧の綱維が維持せられる〔二八三・二八四・二九三〕。

次に大寺をはじめ諸寺の三綱は寺務を執掌するものであるが、後には別當・座主・長者の下にあつて寺務を司つた〔二八五―二八七・三九三・四九七・五二三〕。又、諸國國分寺の寺務・監督は、はじめ國師が之を司掌したが、延暦十四年以降は講師及び讀師がこれに代つて寺務や指導に當つて居た

〔二八八―二九二〕。更に出家得度の時は三師七證の所謂十師を必要とし、こゝにも嚴然たる師資の關係が成立するに至つた〔二九三・二九四・三九〇〕のである。

第四章 教育の内容

〔二九五〕宇津保物語
國讓上

上は、此の頃は、講師日々に参り、御書遊ばす、夜は夜更くるまで御手習せさせ給ふ、

(註) 上 東宮をさし奉る

〔二九六〕古今著聞集
卷第七

嵯峨天皇と弘法大師とつねに御手跡をあらそはせ給ひけり、ある時御手本あまた取出させ給ひて、大師に見せ参らせられけり、その中に殊勝の一卷ありけるを、天皇おほせごとと有けるは、是は唐人の手跡なり、その名をしらず、いかにもかくはまなびがたし、めでたき重寶なりと、しきりに御祕藏

ありけるを、大師よくいはいはせまいらせてのち、是は空海がつかうまつりて候物をと奏せさせ給たりければ、天皇さらに御信用なし、大きに御不審ありて、いかでかざる事あらん、當時かゝるやうにはなはだ異なるなり、はしたて、も及ぶべからずと勅定有ければ、大師御不審まことに其いはれ候、軸をはなちてあはせ目を観覽候べしと申させ給ひければ、則はなちて御覽するに、その年その日青龍寺に於て書之沙門空海と記せられたり、

(註) 「能書第八」の章「嵯峨天皇與弘法大師爭手跡給事」の條

〔二九七〕日本文德天皇實錄
卷第十

宮内卿從三位高枝王薨、高枝王、四品中務卿伊豫親王第二子也、爲人寬弘、頗習文書、中高枝學沙門空海之書迹、習沙良眞熊之琴調、

(註) 文德天皇紀、天安二年五月十五日の條

〔二九八〕新猿樂記

大郎主者、能書也、古文、正文、真信、行、草案、真字、假字、蘆手等之上手也、筆勢如浮雲、字行若流水、義之之垂露點、道風之貫花文、和尚之五筆之跡、佐理之一墨之樣、皆悉莫不習傳、額手本、御書草紙、屏風障子之色紙形、經書外題等、或蒙宣旨、或得屬請者也、銘半紙消息、爲萬代之寶點、一字反故、當千兩之金、縱云腐骨骸於土下、猶以留手跡於世上乎、

〔二九九〕日本三代實錄 卷第四十九

釋奠如常、從五位下行助教兼越前介淨野朝臣宮雄發論語題、文章生學生等賦詩如常、

〔註〕光孝天皇紀、仁和二年二月七日の條

〔三〇〇〕續日本後紀 卷第十

天皇御紫宸殿、召大學博士學生等、令論難昨日所講孝經之義、訖賜祿有差、

〔註〕仁明天皇紀、承和八年八月十一日の條

〔三〇一〕日本三代實錄 卷第七

釋奠如常、直講從七位下船連副使麻呂講禮記、并文章生等賦詩

〔註〕清和天皇紀、貞觀五年八月七日の條

〔三〇二〕日本三代實錄 卷第十三

釋奠、直講從七位下船連副使鷹講左氏傳、文章生等賦詩如常、

〔註〕清和天皇紀、貞觀八年八月五日の條

〔三〇三〕日本三代實錄 卷第四

釋奠如常、直講從六位下苅田首安雄講毛詩、文人賦詩、

(註) 清和天皇紀、貞觀二年二月六日の條

(三〇四) 日本三代實錄
卷第十二

釋奠外從五位下行直講、苅田首安雄講周易、文章生等賦詩如常、

(註) 清和天皇紀、貞觀八年二月一日の條

(三〇五) 續日本後紀
卷第七

天皇御紫宸殿、召大學博士學生等十一人、遞令論難昨日所講尚書之義、賜祿有差、

(註) 仁明天皇紀、承和五年八月三日の條

(三〇六) 日本文德天皇實錄
卷第十

有勅、令相模介從五位下滋野朝臣安成、講老莊於侍從所、令文章生學生等五

人預聽之、

(註) 文德天皇紀、天安二年三月十五日の條

(三〇七) 日本紀略
後篇二

文章博士大江維時始講文選、

(註) 朱雀天皇紀、承平五年十一月某日の條

(三〇八) 日本三代實錄
卷第廿七

帝始讀史記、參議從三位行左衛門督兼近江權守大江朝臣晉人侍讀、少內記正七位下惟良宿禰高尙爲都講、參議民部卿正四位下兼行伊豫守藤原朝臣冬緒特被喚侍講席、

(註) 清和天皇紀、貞觀十七年四月二十八日の條

〔三〇九〕日本紀略後篇一

大學寮北堂有漢書竟宴之詩

〔註〕醒醐天皇紀、延喜五年十二月某日の條

〔三一〇〕日本紀略後篇一

大學寮行晉書竟宴

〔註〕醒醐天皇紀、延喜十一年十二月十八日の條

〔三一〕藤原家傳上

大臣藤原鎌足性仁孝、聰明叡哲、立鑒深遠、幼年ニシテ好學、博涉書傳、每讀太公六韜、未嘗不反覆誦之。

〔三一〕本朝續文粹卷第十一

予四歲始讀書、八歲通史漢、十一賦詩、世謂之神童

〔註〕「暮年記」の最初の一文

〔三一三〕日本三代實錄卷第卅五

令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成、於宜陽殿東廂、讀日本紀、喚明經紀傳生、三四人爲都講、大臣已下、每日開讀、前年始讀、中間停廢、故更始讀焉。

〔註〕陽成天皇紀、元慶三年五月七日の條

〔三一四〕類聚符宣抄第九

少外記大藏善行

右大臣源多宣、以件人令行日本紀竟宴事者。

〔註〕「講書竟宴附出」の中、元慶六年八月二十二日の宣旨「應令大藏善行、日本紀竟宴事」の條

〔三一五〕古事談 第二

不作詩之人昇卿相事始自顯雅卿云々、不書消息之人昇卿相事始自俊忠卿云々、此事伊通被進二條院一造幣之中有之云々

〔註〕「臣節」の章「無文學人昇卿相始事」の條

〔三一六〕枕草子 卷九

文は文集、文撰、博士の申文、

〔註〕「文は」の條 ○文集 『白氏文集』のこと ○博士の申文 申文は闕官に補せられんことを請ふ文、博士となると流石に詩文に通じて居るだけに立派な文であるわけである

〔三一七〕源氏物語 須磨

かの山里の御住處の具は、得さらず取り使ひ給ふべき物ども、殊更に装ひも無く事削ぎて、又然るべき書ども文集など入りたる箱、さては琴一つぞ

持たせ給ふ、

〔三一八〕新猿樂記

五君夫、紀傳、明法、明經、算道等之學生也、姓菅原、名匡文、字菅綾三、文選、文集、史紀、漢書、論語、孝經、毛詩、左傳、令律、格式、盡部讀了、仍詩賦、序表、詔勅、宣命、位記、奏狀、願文、呪願、府牒、告書、教書、日記、申文、消息、往來、請文等上手也、了々分明、而憲法不違於格式、風月心工、而詩賦不背於韻題、豈異以言、匡衡、文時、直幹等哉、況大算、剩除、九々數行、竹束八面藏、開平方除、開立方除、町段步數積羈、算術、算經等、無所暗、

〔三一九〕源氏物語 花宴

二月の二十日餘、南殿の櫻の宴させ給ふ、后春宮の御局、左右にして、参り上り給ふ、弘徽殿の女御、中宮の斯くておはするを、折節毎に安からず思せ

ど、物見にはえ過し給はで参り給ふ、日いと好く晴れて、空の氣色、鳥の聲も心地よげなるに、親王達、上達部より初めて、その道のは、皆探韻賜はりて、詩作り給ふ、宰相の中將、春といふ文字賜はれりと宣ふ聲さへ、例の人に異なり、

〔三二〇〕宇津保物語
國談 下

辰の一點ばかりに、朱雀院に、上達部、御子だちひき率て参り給ひぬ、辰の二點ばかりに、内裏の帝行幸し給へり、此の院喜びかしこまり給ふ、花の蔭に舞人共、樂所の者共皆さぶらふ、文人は、博士よりはじめて、進士より出でたる人二十人、擬生も召したり、しばしありて、右大將、源中納言、新中納言、宰相の中將、右大辨、良中將、藏人の少將、ちかずみなどは、文の人に召さる、嵯峨院題たまはせて探韻せさせ給ふ、

〔三二一〕とりかへばや物語

その年の三月朔日ごろ、花盛り常よりも殊なる年なるに、南殿の櫻の花、御覽じはやさせ給ふ、世にありとある道々の博士ども召して、いみじかるべき題の事と心をつくす、その日になりて、題賜はりて文ども作る、中納言作り出で給へる、優れて名を得たる博士といへど、作り及ぶなかりけり、

〔三二二〕古今著聞集
卷第四

後徳大寺左大臣定實前權大納言にておはしける時、人々をともしなひて、嘉應二年九月十三夜、寶莊殿院にて當座の詩歌合ありけるに、式部大輔永範卿月の影に立出て抄物を見て、樓臺月映素輝冷、七十秋闌紅涙餘といふ秀句を作りたりける、むかしはふところに抄物などもつくるしからぬ事也けり、近代は不覺の事に思ひてもたぬ事に成はてにけり、

(註) 「文學第五」の章「式部大輔永範秀句事」の條

(三二二) 玉葉
卷四十

大將來此第、文士兩三不期而會、有當座詩歌聯句等會、題云、新樹繞樓臺、

(註) 壽永三年四月六日の條

(三二四) とりかへばや物語

姫君は、今よりいと不祥なくて、をさく内にも物し給はず、外にのみつとおはして、若き男子ども童女などと、鞠小弓などをのみ翫び給ふ、御出で居にも人々参りて、文作り、笛吹き、歌うたひなどするにも走り出で給ひて、諸共に、人も教へ聞えぬ琴笛の音も、いみじう吹きたて、弾き鳴らし給ふ、物うち誦じ、歌うたひなどしたまふを、参り給ふ殿上人、上達部などは、めでうつくしみ聞えつゝ、かたへは教へ奉りて、この御腹のをば姫君ときこえしは、僻事なりけりなどぞ皆思ひあへる、

(三二五) 狹衣
巻第一上

光りかゞやき給ふ御かたちをばさるものにて、御心ばへまことしき御才などは、唐人にや類あらむ、この世には、今も昔も類なくぞものし給ひける、手などかき給ふさまも、古の名高かりける人々の跡は千歳ふれどもかはらぬに、見合はせ給ふに、人々なほ時にしたがふ業にや、今めかしうたをやかに、なまめかしう美しきさまは、書きました給へりとぞさたせられ給ふめる、また琴笛の音につけても、雲居をひゞかし、この世のほかまで澄み昇り、天地をも動かし給ひつべきを、ゆゝしう親達も思しさわぎて、何事をも強ちに好みせさせ奉り給はねば、我もことに心を留めて、人に耳ならさせ給はずなどあれば、よろづに無心に物すさまじき人様にやとぞ推し測られ給へど、はかなき御言の葉、氣色など、うち見奉るより我が身の憂へも忘れ、物思はるゝこゝちして、うち笑まれ愛敬づき給へる御様ぞたぐひなかりける、

〔三二六〕今鏡第六

かの九條の民部卿四郎宗通にやおはしけむ侍従大納言成通と申すこそ、よろづの事能多く聞え給ひしか、笛歌詩など其の聞えおはして、今様歌ひ給ふ事類なき事におはしき、又鞠あしにおはすることも昔もありがたきことになむ侍りける、大方ことに力いれ給へるさまゆゝしくおはしけり、鞠も千日かかずならし給ひけり、今様も碁盤に碁石を百かぞへおきて、うるはしく装束し給ひて、帯などもとかで、釋迦のみのはしなじなに、といふ同じ歌を、一夜にも、かへり數へて、百夜謠ひ給ひなどしけり、馬に乗り給ふ事も、すぐれておはしけり、白河の御幸に、馬の川に伏したりけるに、鞍の上へすぐにたち給ひて、つゆぬれ給ふ所おはせざりけるも、こと人ならば水にこそうち入れられましか、大かた、早業をさへ並びなくし給ひければ、反りかへりたる履はきて、勾欄のほこぎの上歩み給ひ、車のまへうしろ、ついでうらうへ、とゞこほる所おはせざりける、

〔註〕「ふちなみの下」の章、「かりがね」の條

〔三二七〕大鏡上卷

その御弟の敦忠の中納言も、うせ給ひにき、和歌の上手、管絃の道にもすぐれ給ひにき、かくれたまひてのち、御遊などあるをりに、博雅源三位の、さる事ありて、まゐられぬ時は、けふの御あそびはとゞまりぬと、たびくめされてまゐるを見て、ふるき人々は、世の末こそあはれなれ、敦忠の中納言のいますがりしをりは、かゝる道に、この三位の、おほやけをはじめ奉りて、世の大事におもはるべきものところ、おもはざりしか、とぞ、のたまひける、

〔註〕「左大臣時平」の條

〔三二八〕今鏡第五

法性寺の御堂の御所しほんところなど作りて、貞信公忠平の御堂のかたはらに、住ませ

たまひしかば、法性寺殿○藤原忠通とぞ申すめる、昔より、攝政關白つゞきておは
 しませど、身の御才は類なくおはしましき、才學もすぐれておはしましけ
 る上に、詩など作らせたまふことは、いにしへの宮帥殿などにも劣らせた
 まはずやおはしけむ、歌よませ給ふ事も、心たかく、昔の跡をねがひ給ひた
 るさまなりけり、管絃のかた、心にしめさせ給ひて、箏きょうの事を、むねと御遊
 などにも、ひかせ給ふとぞ聞き侍りし、父おと○藤原忠實ばかりは、おはしまさ
 ずやありけむ、手書かせ給ふ事は、昔の上手にも恥ぢずおはしましけり、眞
 字も假名も、このもしく今めかしき方さへそひて、すぐれておはしましき、

(註)「ふちなみの中」の章、「みかさの松」の條 ○いにしへの宮、帥殿 宮は前中書王と云はれた兼明親王、
 後中書王と云はれた具平親王、帥殿とは太宰権帥に左遷された菅原道真を指す

〔三二九〕今第五

左のおと○藤原頼長は、御みめもよくおはし、御身の才も廣き人になむ聞え給

ひし、堀河の大納言○師に、前書とか聞ゆる書、受け傳へさせ給へりけり、その
 ふみは、匡房○大の中納言より傳はりて、讀み傳へたる人、かたく侍るなるを、
 この殿ぞ傳へさせ給へりける、今は師の傳へも絶えたるにこそ侍るなれ、
 かやうにして、さまざまのふみども讀ませたまひ、僧の讀むふみも、因明な
 どいふふみ、奈良の僧どもに尋ねさせ給ふとかや聞えき、

(註)「ふちなみの中」の章「かざり太刀」の條 ○前書 前漢書の脱字かと云はる、未詳

〔三三〇〕保元物語 卷上

宇治の左大臣頼長と申は、知足院の禪閣ぜんかく殿下忠實公の三男にておはしま
 す、入道殿の公達の御中に、ことさら愛子にてまし、けり、人がらも左右
 に及ばぬ上、和漢ともに人にすぐれ、禮義を調へ、自他の記録にくらからず、
 文才世に知られ、諸道に淺深をさぐる、朝家の重臣、攝籙の器量也、されば御
 兄の法性寺殿○藤原忠通の詩歌に巧にて、御手跡のうつくしくおはしますをば

誹申させ給て、詩歌は樂の中の翫也、朝家の要事に非ず、手跡は一旦の興也、賢臣必しも是を好むべからずとて、我身は宗と全經を學び、信西を師として、鎮とこしなに學窓に籠て、仁義禮智信をたゞしくし、賞罰勳功をわかち給、政務きりとはしにして、上下の善惡を糺されければ、時の人、惡左大臣とぞ申ける、

(註)「新院御謀叛思召立つ事」の條

〔三三三〕古今和歌集

ここに、いにしへのことをも、うたの心をもしれる人、わづかにひとりふたりなりき、しかあれど、これかれ、えたる所、えぬ所、たがひになむある、

(註)「序」の一節

〔三三二〕大鏡中卷

この大納言殿○藤原行成よろづにと、のひ給へるを、和歌のかたや、すこしおく

れたまへりけむ、殿上に歌論義といふ事いできて、その道の人々に、いかゞ問答すべきなど、歌の學文より外の事もなきに、この大納言殿は、物ものたまはざりければ、いかなる事ぞとて、殿○藤原遵長の難波津にさくやこの花冬ごもり、いかにと聞えさせ給ひければ、とばかり物ものたまはで、いみじうおぼしあんずる様にもてなして、行成「えしらず」と答へさせ給へりけるに、人々笑ひて、ことさめ侍りにけり、

(註)「太政大臣伊尹」の條 ○歌論義「ロン」と今日は發音するが、當時「シ」は書かない。二組に分けて歌に關して問答、議論したのである。佛教團體に於ける論議の形式から出たものらしい。○難波津にさくやこの花云々〔三六〇〕参照

〔三三三〕宇津保物語俊蔭

子はた更にも言はず、此の世の人にも似ず、いと有り難く類なし、琴をば更にも言はず、こと才も、さるべき師共召して、笙、横笛も習はせ給ふ、彈物は、北

の方さる上手に坐すれど、琴の限りなかりしかばこそあれ、箏、和琴など習はし給ふ、

〔三三四〕狭衣 卷第一之上

帝「今宵の宴には、さぶらふ限りの人、一の才を手の限り惜しまで、ひとつづ、試みむ」と宣はするを、春宮も、興ある事」と宣はせて、さまざまの御琴ども奉り渡す、權中納言には琵琶、兵衛督に箏の琴、宰相中將和琴、中務宮少將笙の笛、源中將に横笛賜はす、唯今のいみじき物の上手どもなるべし、

〔註〕一の才を手の限り 合奏でなしに、各自獨りくで奥の手を奏すること

〔三三五〕今鏡 第六

三位中將實家と申すなるは、藏人頭より、宰相になり給ひたらむにも、なか／＼まさりて、なべてならず聞え侍り、大和ごとなど能くひきたまひ、御聲

もすぐれて、これも今様、神樂うたひ給ふと聞え給ふ、この御弟に頭中將實守と聞え給ふも、大和ごとなど習ひ傳へたまへり、この君たち、皆才などもおはして、からやまとの文など作りたまふ、

〔註〕「ふちなみの下」の章「宮城野」の條

〔三三六〕源氏物語 末摘花

大臣、夜に入りて罷出給ふに、引かれ奉りて、大殿におはしましぬ、行幸の事を興ありと思ほして、君達集まり給ひ、各々舞ども習ひ給ふを、その頃の事にて、物の音ども、常よりも耳喧囂しくて、方々挑みつゝ、例の御遊ならず、大箏、尺八の笛などの、大聲を吹き上げつゝ、太鼓をさへ、勾欄の下に轉ばし寄せて、手づから打ち鳴らし、遊びおはさうず、御暇無きやうにて、切に思す所ばかりにこそ、ぬすまはれ給へ、かの邊には、いと覺束なくて、秋暮れ果てぬ、

(註) 御暇無きやうにて 主格は源氏 ○かの邊 末摘花の所

〔三三七〕源氏物語
若紫

十月に朱雀院の行幸あるべし、舞人など、やんごとなき家の子ども、上達部殿上人どもなども、その方につき、くしきは、皆選らせ給へれば、親王達大臣より初めて、とりくの才ども習ひ給ふ、暇なし、

〔三三八〕源氏物語
浮舟

硯引寄せて、手習などし給ふ、いとをかしげに書きすさび、繪などを見所多く、畫き給へれば、若き心地には、思ひも移りぬべし、

〔三三九〕萬葉集
卷第一

大夫之 柄乃音爲奈利 物部乃 大臣 楯立良思母

(註) 題詞に「和銅元年戊申天皇御製歌」とあり、天皇は元明天皇を指し奉る。蝦夷征伐のための兵士の訓練の様を聞召しての御製である。

〔三四〇〕源氏物語
上 若菜

三月ばかりの空麗かなる日、六條院に、兵部卿宮、衛門督など参り給へり、大殿出で給ひて、御物語などし給ふ、源、静かなる住居は、この頃こそいとつれづれに紛る、事なかりけれ、公私に事無しや、何業してかは暮すべきなど宣ひて、源、今朝大將の物しつるは何方にぞ、いとさうくしきを、例の小弓射させて見るべかりけり、好むめる若人どもも見えつるを、妬う出でやしぬる、と問はせ給ふ、大將の君は、丑寅の町に、人々數多して鞠翫ばして見給ふと聞召して、源、みだりがはしき事の、流石に目さめてかどくしきぞかし、いづら此方にとて御消息あれば、参り給へり、若君達めく人々多かりけり、源、鞠持たせ給へりや、誰々か物しつる、と宣ふ、

〔三四一〕保元物語
卷上

信西御前の簀子すゐこに候けるが、殿下の御氣色を承て申けるは、此儀尤然るべし、詩歌、管絃は臣家の翫所也といへ共、それ猶くらし、いはんや武藝の道においてをや、一向汝がはからひたるべし、略下

〔註〕「主上三條殿に行幸の事附たり官軍勢汰の事」の條

〔三四二〕日本書紀
卷第廿二

天皇請皇太子、令講勝鬘經、三日說竟、之是歲、皇太子亦講法華經於岡本宮、

〔註〕推古天皇紀、十四年七月の條

〔三四三〕榮華物語
うたがひ

我御世の始より、法花經の不斷經を讀ませ給ひつゝ、内、春宮、宮々に、皆この事を同じく勤め行はせ給ふ、次々の殿ばら攝政殿を初め奉りて、皆行はせ

給ふ、その驗あらはに目出度し、これを見給うて、この御一類の外の殿ばら皆、あるひは不斷經、あるひは朝夕に勤めさせ給ふ、時の受領ども、皆この眞似をしつゝ、國の内にても不斷經讀ませぬなし、かゝる程に、この法を弘めさせ給ふになりぬれば、御功德の程思ひやるに限りなし、

〔註〕「入道殿御受戒」の條、入道殿は道長である

〔三四四〕今鏡
第四

ふみのさたなどは、常にせさせ給ふとも聞えざりしかども、天台止觀とかいふふみをぞ、皇覺とかいひて、杉生の法橋といひしに、本書ばかりは傳へさせ給ひてけり、日毎に参りて候ひければ、まぎらはしき日も、夜ふけてなご思ひいださせ給ひつゝ、年をわたりてぞ、よみはてさせ給ひける、眞言も好みさせさせ給ひけると聞えき、

〔註〕「ふちなみの上」の章「宇治の川瀬」の條 ○本書ばかり 『天台止觀』の本文のみを傳授して論說までに

は及ばなかつたこと

〔三四五〕榮華物語
衣の珠

七月一日、法住寺には、かの中納言、○藤原公信非違の別當し給ひけるなり、人の申文、訴文うんごふなどありけるを、とり集めて紙にすかせて、法華經かゝんと思しける紙に經かき、又阿彌陀佛ほとけ造り奉りて、その經に具して供養し奉らんとし、おきてたりけるを、その日は源信阿闍梨講師にて、説法せさせ給ひける、哀にいみじう尊かりけり、講師もいみじうぞ泣きける、

〔註〕「批把殿の御八講事」の條

〔三四六〕玉葉
卷四十

書心經如例、隆信朝臣來、和歌及密事談、隆信の宮の御室傳へておはします

〔註〕壽永三年四月一日の條

〔三四七〕今鏡
第八

高倉の三位子○威と申すなる御はらに、仁和寺の宮の御室傳へておはしますなり、まだ若くおはしますに、御行ひの方も、梵字なども、よく書かせ給ふと聞えさせ給ふ、

〔註〕「みこたち」の章「はらぐ」の御子」の條

〔三四八〕古事談
第三

兼意ハ高名梵字書也、五宮御室梵字者何様可書ゾト令問給ケレバ、梵字與立石ハ頗ウツブキタルガヨク候也ト申ケリ、

〔註〕「僧行」の章「兼意高名梵字書事」の條

〔三四九〕日本紀略
後篇二

仰藤原時柄、令學天文道、

(註) 朱雀天皇紀、承平元年二月七日の條

(三五〇) 藤原家傳

公武智原爲人溫雅、備於諸事、既爲喉舌、贊揚帝猷、出則奉乘輿、入則掌樞機、至有朝議、持平合和、朝廷上下安靜、國無怨讟、當此時、中陰陽有津守連通余、真人王仲文、津連首谷、郵康受等、曆筭、有山口忌寸田主、志紀連大道、私石村、志斐連三田次等、

(三五二) 新猿樂記

十君夫陰陽先生賀茂道世、金匱經、樞機經、神樞靈轄等之無所不審、四課三傳、明々多々也、占覆物者如見日、推物恠者如指掌、進退十二神將、前後三十六禽、仕式神造府法、開閉鬼神之目、出入男女之魂、凡觀覽反閉究術、祭禮解除致驗、地鎮謝罪、呪術、厭法等之上手也、吉備大臣ワカキハハ七佐法王之道、習傳者也、加之法曆、

天文、圖宿耀地、判經、又以了々分明也、

(三五二) 新猿樂記

九御方夫右近衛醫師和氣明治也、毒藥之道分別、術方之計無極、看病療疾之佛也、遺針灸治之神也、知六腑五臟之診脈、探四百四病之根源、順方治病、任術療疾、搗窠合藥、搗抹咬咀之上手也、

(三五三) 古事談 第一

後一條院御時、清暑堂御神樂、公任卿可取拍子ニテアリケルニ、臨時齊信卿ノ上ニ被坐タリケルニ、笏ヲサシテ遣テ、氣色許讓由ヲセラレケルニ、ヤガテ笏ヲトリテ、被取拍子云々、公任アヘナク思テ、始終聞之、無一失ケレバ、事畢後、イツヨリ此事ハ御沙汰候哉ト問ケレバ、是マデハ公事ナレバ、習テ候也ト被答云々、

(註) 「王道后宮」の章「齊信代公任取御神樂拍子無一失事」の條

〔三五四〕 紫式部日記

風の涼しき夕暮、聞きよからぬひとり琴をかき鳴らしては、なげき加はると聞き知る人やあらんと、ゆゝしくなど覺え侍るこそ、をこにもあはれにも侍りけれ、さるは、あやしう黒み煤けたる曹司に、箏の琴、和琴しらべながら、心に入れて、雨ふる日、琴柱倒せなどもいひ侍らぬまゝに、塵つもりてよせたてたりし厨子と、柱のはざまに、首さし入れつゝ、琵琶も左右にたて侍り、大きな厨子一雙に、隙もなく積みて侍るもの、ひとつには、ふる歌物語の、えもいはず蟲の巢になりたる、むづかしくはひちれば、開けて見る人も侍らず、片つ方に、文どもわざと置き重ねし、人も侍らずなりにし後、手觸るる人もことになし、それらをつれづれせめてあまりぬる時、一つ二つひきいでて見侍るを、女房集まりて、おまへはかくおはすれば、御さいはひは

すくなきなり、なでふ女が眞名書は讀む、昔は經讀むをだに、人は制しきとしりうごちいふを聞き侍るにも、物忌みける人の行く末、いのち長かるめるよしども、見えぬためしなりと、いはまほしく侍れど、思ひ隈なきやうなり、ことはたさもあり、よろづの事、人によりてことごととなり、

〔三五五〕 大鏡 中卷

母上は高内侍○高階貴子ぞかし、されど殿上えせられざりしかば、行幸、節會などには、南殿にぞまゐられし、それはまことしき文者にて、御まへの作文には、ふみ奉られしはとよ、少々のをの子には、まさりてこそきこえ侍りしか、さやうのをり、召しありけるにも、大盤所の方よりは、まゐり給はで、弘徽殿の上の御局の方よりとほりて、二間になむさふらひ給ひける、とこそうけたまはりしか、古體に侍りや、女のあまりに、ざえかしこきは、ものあしと人の申すなへに、この内侍、後にはいと、いみじう墮落せられにしも、そのけとこ

そおぼえ侍りしか、

(註) 「内大臣道隆」の條

〔三五六〕 土佐日記

男もすといふ日記といふ物を、女もして心みむとてするなり、

(註) 女もして心みむとてするなり 異本には「をんなもして見ん」とあり、これによれば日記といふものは當時女性はやらなかつたものらしい。所が本文のごとく「女もして心みむとて」となると、「女文字で」と云ふ事になつて、日記は漢文で書くのが普通であつたが、今新しく女文字(平假名)で書いてみよう、と云ふ意味になる。がそれにしても、貫之が女になつて書かうとしてゐる態度に變りはない。

〔三五七〕 榮華物語
さま／＼のよろこび

女なれど、眞字などいよく書きければ、内侍になさせ給ひて、高内侍とぞ云ひける、

(註) 「高内侍書漢字事」の條

〔三五八〕 榮華物語
うたがひ

願文の詞ども、假名の心得ぬ事ども交りてあれば、これにてえ寫し取らず、

(註) 「御堂自打火令誓願給事」の條

〔三五九〕 加茂保憲女集

いまはすまじといふ空もなく、まれにあふ曉の、なみだをおとしたる露とあつめて、うつぶしぶみをかきはじめけるよりなむ、あめつち星そらと云ひける元にはしける、

(註) 「序」の一節 ○いまはすまじ もう訪れて來ないぞ。當時、夫は妻の家に毎夜訪れて來て、朝歸つてゆくのが普通であつた。妻が氣に入らぬと、それつきり訪れて來ない。「まれにあふ」もその意である。○うつぶしぶみ 文机などに對はないで書く事であらう ○あめつち星そら いろは歌の如く四十八音を重複させずに、單語を並べたもの、即ち
あめ(天) つち(地) ほし(星) そら(空) やま(山) かは(川) みね(峰) たに(谷) くも(雲) きり(霧) むろ(室) こけ(苔) ひと(人) いぬ(犬) うへ(上) すゑ(末) ゆわ(硫黄) さる(猿) おふせよ(育せよ) えのえ(櫻の枝を) なれるて(馴れるて)

最後に「えのえを」と「え」が二度出て来るのは、ア行とヤ行との「え」がeとyeと違つて發音してゐた時代の作であるからである。

〔三六〇〕古今和歌集

なにはづのうたは、みかどのおほむはじめなり、おほささきのみかどの、なにはづにて、みこときこえける時、東宮をたがひにゆづりて、くらむにつきたまはで、みとせになりにければ、王仁といふ人の、いぶかり思あさかやまのこことば、うねめ、よみてたてまつりけるうたなり、この花は、梅の花をいふなるべし、あさかやまのこことば、うねめの、かはらけとりて、よめるなり、これにぞ、おほきみの心とけにけ、そかなりとて、まうけなどしたりけれど、すさまじかりければ、うねめなりける女の、あさかやまかげさへみゆる山の井のあさくは人をおもふものかは、このふたうたは、うたのち、は、のやうにてぞ、てならふ人のはじめにもしける、

(註) 「序」の一節、この資料にある割註は、大納言藤原公任がつけた註であるといはれてゐる。○みかどのおほむはじめなり 天皇の御代となつてから最初といふ意味の様であるが、はつきりは判らない。割註の意味は、仁徳天皇(おはささきのみこと)とその御弟の菟道稚郎子尊とが位を譲り合はれた事が「日本書紀」に傳へられてゐる。が果して王仁が「なにはづにさくやこの花冬ごもり今を春べとさくやこの花」といふ様な歌をよんだか如何うかは疑はしい。

〔三六一〕關寺小町

ワキ詞「先づく、普く人の翫び候は、難波津の歌を以て、手習ふ人の始めにもすべき由聞え候よなう、シテ詞「それ歌は神代より生まれども、文字の數定まらずして、事の心分き 難かりけらし、詞今人の代となりて、めでたかりし世繼を詠み治めし詠歌なればとて、難波津の歌を翫び候、ワキ詞「又淺香山の歌は、王の御心を和げし故に、これ亦めでたき詠歌よなう、シテ詞「實によく心得給ひたり、此の二歌を誦父母詞として、ワキ詞「手習ふ人の始めとなりて、シテ詞「高き賤しき人誦をも分かず、ワキ詞「都鄙遠國の鄙人や、シテ詞「われ等ごとの庶人までも、ワキ詞「好ける心に、シテ詞「近江の海の、上歌地誦「さゝ波や、濱の眞砂は盡くるとも、く、よむ言の葉はよも盡きじ、

(註) 難波津の歌、淺香山の歌〔三六〇〕参照

〔三六一〕堤中納言物語

第四章 教育の内容

人々作りたると聞きて、けしからぬわざしける人かな、と言ひ憎み、返り事せずば覺束なかりなむ」とて、いとこはくすくよかなる紙に書き給ふ、假字はまだ書き給はざりければ、片假字に、

〔三六三〕枕草子 卷一

村上の御時、宣耀殿の女御子と聞えけるは、小一條の左大臣殿師の御むすめにおはしましければ、誰かは知り聞えざらむ、まだ姫君におはしける時、父おとゞの教へ聞えさせ給ひけるは、一には御手を習ひ給へ、次にはきんの御琴を、いかで人に弾きまさむとおぼせ、さて古今の歌二十卷を、皆うかべさせ給はむを、御學問にはせさせ給へ」となむ、聞えさせ給ひける略

〔註〕「清涼殿の丑寅の隅の」の條、皇后定子の語られる宣耀殿女御の逸話である、女御は才色兼備で有名な方である。

〔三六四〕蜻蛉日記

「おもふ心をや、今よりこそは試みるべかりけれ、など、猶もあらしに、ざれごとの、しりけり、ちひさき人には、手習、歌よみなど教へ、こゝにては怪しうはあらしと思ふを、思はずにては、いとあしからむ、今かしこなると諸共に、裳著せむなどいひて、日暮れにけり、

〔註〕ちひさき人 源宰相源兼忠の女と兼家との間に生まれた女の子、兼忠の女が死んだので、道綱の母が引きたる事になつたのである

〔三六五〕源平盛衰記 卷第二

八は大納言有房卿の北の方なり、繪書き、花結び、諸道に達したまへり、心に哀み深くして人に情を重くせり、女房なれども、聯句作文も並びなく、手跡さへ厳しくして、畫圖の障子に百詠の心を繪に書かせ給ひて、やがて一筆に色紙形の銘をも書かせ給ひたりければ、院も希代の女房なりとぞ仰せ

ける、

(註)「清盛息女の事」の條

〔三六六〕源平盛衰記
卷第三十九

此の女房と申すは、故少納言入道信西の孫、櫻町中納言成範卿の娘、中納言局とぞ申しける、今年二十一にぞ成り給ふ、琴琵琶の上手にて、繪書き花結び歌讀み手、嚴しく書き給ひける上、貌細やかに情深き人にておはしければ、三位中將殊にわりなき事に思ひ入り給ひて、替る心なく申し通はし給ひける御中なり、

(註)「友時重衡の許に參る附重衡内裏の女房を迎ふる事」の條

〔三六七〕とりかへばや物語

若君は、あさましう物恥をのみし給ひて、女房などにだに少し御前遠きに

は見え給ふ事もなく、父の殿をも恥しくのみ思して、やうく御書ならはし、さるべき事ども教へ聞え給へど、思しもかけず、唯いと恥しとのみ思して、御帳の内にのみうづもれ入りつゝ、繪書き、雛あそび、貝おほひなどし給ふを、殿はいとあさましき事に思し宣はせて、常にさいなみたまへば、はてくは涙をさへこぼして、あさましうつゝ、ましとのみ思しつゝ、唯母上御乳母、さらぬは、無下にちひさき童などにぞ見え給ふ、

〔三六八〕とりかへばや物語

かやうの君達は、おのづからしどけなくもあるを、これはいといみじく、今よりはかしく、才賢くて、おほやけの御後見におひ出で給ふ、琴笛の音も、天地を響かし給へる様いと珍かなり、讀經うちし、歌うたひ、詩など誦じたまへる聲は、實に斧の柄も朽ちぬべく、故郷忘れぬべし、

〔三六九〕源氏物語
東屋

まいて斯様の事も、つきなからず教へなさばやと思して、煮「これは少し仄
めい給ひたりや、哀れ吾が妻といふ琴は、然りとも手馴し給ひけむ」など問
ひ給ふ、浮舟「その大和詞だに、つきなく習ひにたれば、ましてこれは」と言ふ、
いと片はに心後れたりとは見えず、

〔三七〇〕榮華物語
もとのしづく

御正日は殿にて經佛など申しあげさせ給ふ、年頃この姫君の御手すさび
に、書き給へりける經も今日ぞ供養し給ひける、

〔註〕「左中將長家室葬送事」の條

〔三七二〕榮華物語
もとのしづく

萬あはれに物心細き夕暮、皇太后宮子の女房達、端にうち眺めて、おのがど

ちぞ打ち語らふ、かく憐き世に罪をのみ作りて過すは、いみじき業かな、い
ざ給へ、君達諸共に契りて、經一品づ、書きて申し上げん」と言ひて、いと善
き事なりと語らひ合せて、御前に参りて、かうくの事をなん仕う奉らん
と思ひ候ふを、いかゞと啓すれば、御前、いと善き事なり、さらば忠實にし出
でよなど仰せられて、さべき人々三十人ばかり結縁すべし、まづ法花經の
序品は五の御方光女と定めさせ給ひて、方便品は土御門の御匣殿正光女など
の給はせつゝ、今は一定になりて、各々如何せましと、聞きにくきまで思ひ
騒ぐ、

〔註〕「皇太后宮女房達一品經事」の條

〔三七二〕古事談
第二

小野皇太后宮子者、後冷泉院后、大二條殿藤原三女也、生年十四、隨舍兄靜圓
僧正竊受習諸經、其後毎日讀誦法華經一部、人敢無知、

(註) 「臣節」の章「小野皇太后歡子遂往生給事」の條

〔三七三〕更級日記

か様にそこはかなきことを思ひ續くるを役にて、物詣をわづかにしても、はかばかしく、人の様ならむとも念ぜられず、このごろの世の人は十七八よりこそ經よみ、おこなひもすれ、さること思ひ懸けられず、

〔三七四〕玉葉卷四十

今夜依爲吉日、姫君奉受觀音品壽命經、并諸眞言等於無動寺法印、今日、法橋清仁注進天變等、

(註) 壽永三年一月二十七日の條

〔三七五〕落窪物語一の卷

北の方、多くの物どもをひとりにはあり、はらだたしからむ、えひとりには、縫ひ出でじと思ひて、少納言とて、かたへなる人の、清げなる、いきて諸共にぬへとておこせられたれば、來て、いづこをか縫ひ侍らむ、なかおんとのごもりにける、さばかりにおそからむものぞと、聞え給ふものを、といへば、こゝちのあしければなむ、その縫ひさしたるはかまのひだ先づぬひ給へ、といへば、取り寄せてぬひて、猶よろしくば起きさせ給へ、こゝのひだおぼえ侍らず、といへば、今しばし教へて縫はせむとて、からうじて起きて、ゐざり出でたり、少將見れば、少納言、火影にいと清げなり、よきものこそありけれと見給ふ、

〔三七六〕落窪物語一の卷

婿の少將の君の、表の袴ぬはせにおこせ給ふとて、これはいつよりもよく縫はれよ、祿に衣著せ奉らむ、と宣へるを聞くに、いみじきことかぎりなし、

いと疾く清げに縫ひ出で給へれば、北の方よしと思ひて、おのが著たる綾のはり綿の、萎^なえたるを著せたまへば、風はたゞはやになるまゝに、いかにせましと思ふに、少し嬉しと思ふぞ、こゝちの屈し過ぎたるにや、

〔三七七〕蜻蛉日記

七月になりて相撲の頃、ふるき衣と新しきと、一くだりづ、引き包みて、これせさせ給へ、^レとはあるものか、見るに目くる、心地ぞする、古代の人は、^レ「あないとほし、かしこには、え仕うまつらずこそはあらめ、なま心ある人などさし集りて、すゞろはしや、えせでわろからむをだにこそ聞かめ、など定めて、かへしやりつるもしく、此處彼處になむもてちりてすると聞く、かしこにもいと情なしとかやあらむ、二十餘日おとづれもなし、^レ

〔三七八〕傳教大師將來目錄

躬寫教迹、所獲經并疏及記等、總二百三十部四百六十卷、且見進經一十卷、名曰金字妙法蓮華經七卷、金字金剛般若經一卷、金字菩薩戒經一卷、金字觀無量壽經一卷、及天台智者大師靈應圖一張、天台大師禪鎮一頭、天台山香爐峯送禮及栢木文尺四枚、說法白角如意壹柄、謹遣弟子藏經奉進、但聖鑑照明二門圓滿、

〔註〕延曆二十四年七月十五日「進官錄上表」の條

〔三七九〕日本書紀 卷第廿九

聚書生、始寫一切經於川原寺、

〔註〕天武天皇紀下、二年三月の條

〔三八〇〕扶桑略記 抄二

最澄和尚書寫一切經論章疏、山院本自無備、不盡部卷、仍和尚行向大和國平

城故京、於大安寺別院龍淵寺、營成此願、七大寺衆僧傾鉢添供、捨功成卷、大安寺沙門聞寂、道心堅固、相助此願、又有東國化主道忠禪師者、是此大唐鑒真和上持戒第一弟子也、傳法利生、常自爲事、知識遠心、助寫大小經律論二千餘卷、纔及滿部帙、設万僧齋、同日供養、今安置叡山經藏、斯其經也、

(註) 桓武天皇、延曆十六年の條

〔三八二〕讀日本紀 卷第一

於元興寺東南隅、別建禪院而住焉、于時天下行業之徒、從和尚○道學禪焉

(註) 文武天皇紀、四年三月十日の條

〔三八二〕三國佛法傳通錄起 卷中

如來滅後經一千五百七十四年乙酉之歲、慧觀來朝、來朝之後二十一年未廣講敷、大化二年丙午初開三論講場、此即佛法傳日本後經九十五年始講三論

(註) 「三論宗」の條

〔三八三〕三國佛法傳通錄起 卷下

璿公住大安寺、恒講律藏行事鈔等、厥時人多習學律藏、即於大安寺最初講行事鈔、善俊律師等明律名匠、即彼門人也、道璿律英、雖先來朝、僧衆不足、不能兼行、結界登壇、受具戒法、音恒講敷律藏而已、

(註) 「律宗」の條

〔三八四〕東大寺要錄 卷第五

天平十二年庚辰十月八日、金鐘山寺奉爲聖朝、請審祥師初講花嚴經、其年天皇御年四十滿賀之設講、

(註) 「諸宗事」の條

〔三八五〕類聚三代格 卷第二

右右大臣○藤原基經宣、五畿内七道諸國講師、毎年安居所講者、法華最勝仁王等三部經也、如聞諸大寺安居講師、或講法華仁王、不講最勝、或講最勝仁王、不講法華、如是參差、不具三部、豈可謂國講師内試業哉、宜仰下諸大寺、自今以後、不廢各寺本願之經、必令加講前件三部、庶使聖法彌興隆、天下益安泰、

〔註〕元慶元年五月二十二日の太政官符、應令諸大寺安居講師必講法華最勝仁王三部經「事」の條

〔三八六〕山家學生式

凡止觀業者、年年每日、長轉長講法華、金光仁王、守護諸大乘等、護國衆經、凡遮那業者、歲歲每日、長念遮那、孔雀、不空、佛頂、諸眞言等、護國眞言、

〔註〕弘仁九年五月十三日「天台法華宗年分學生式一首」の條

〔三八七〕類聚三代格 卷第二

四分律一部七十卷

疏一部十卷

釋法礪撰華嚴經一部八十卷

涅槃經一部卅六卷

大集經一部卅卷

摩訶般若波羅密經一部卅卷

已上在寺内

田地一十三町 在備前國

寶龜八年七月廿六日官符

水田六十町 在越前國

用知識物所買

右得律師傳燈大法師位如寶牒稱件寺者、斯唐大和上鑒眞奉爲聖朝所建也、去天平寶字三年、勅以沒官地賜之、名爲招提寺、令修學戒法、爾來殆五十年、雖有經律、未經披講、一則乖和上之素意、一則闕佛道之至志、伏望下符寺家、永代傳講、使用件田、充律供儲、然則招提之宗、久而無廢、先師之旨、沒而不朽者、右大臣○神宣奉勅依請、

〔註〕延曆二十三年一月二十二日の太政官符、應令招提寺爲「例講律事」の條

〔三八八〕三國佛法傳通緣起 卷中

聖寶者七大寺之檢校也、以三論爲本宗、兼學法相、華嚴、因明、俱舍、成實、顯宗義、途精覈究暢、秘藏眞言、研覈旨歸、包括之德、無敵對者、

(註)「三論宗」の條

(三八九)三國佛法傳通錄起
卷下

天皇初登壇受菩薩戒、次皇后皇太子亦登壇受戒、尋爲沙彌、澄修等四百四十餘人、授戒、又舊大僧靈福、賢璟、志忠、善頂、道緣、平德、忍基、善謝、行潛、行忍等八十餘人、捨於舊戒、重受和上所授之戒、後於大佛殿西別建戒壇院、卽移天皇受戒壇之土、築以作之、

(註)「律宗」の條

(三九〇)山家學生式

凡佛戒有二
一者大乘大僧戒 制十重四十八輕戒、以爲大僧戒
二者小乘大僧戒 制二百五十等戒、以爲大僧戒
凡佛受戒有二
一者大乘戒 依普賢經、請三師證等
請釋迦牟尼佛、爲菩薩戒和上
請文殊師利菩薩、爲菩薩戒羯磨阿闍梨
請彌勒菩薩、爲菩薩戒教授阿闍梨
請十方一切諸佛、爲菩薩戒證師
請十方一切諸菩薩、爲同學等侶
請現前一傳戒師、以爲現前師、若無傳戒師、千里內請、若千里內無能授戒者、至心懺悔、必得好相、於佛像前、自誓受戒
今天台年分學生、并回心向大初修業者、授所說大乘戒、將爲大僧
二者小乘戒

依小乘律、師請現前十師、白四羯磨、請清淨持律大德十人、爲三師七證、若闕一人、不得戒。

今天台年分學生、并回心向大初修業者、不許受此戒、除其久修業。

(註) 弘仁十年三月十五日、最澄「天台法華宗年分度者回小向大式」の條

(三九二) 類聚國史 卷第一百七十九

傳澄大法師位最澄言、夫如來制戒、隨機不同、衆生發心、大小亦別、伏望天台法花宗年分度者二人、於比叡山、每年春三月先帝國忌日、依法花經制、令得度受戒、十二箇年不聽出山、四種三昧、令得修練、然則一乘戒定、永傳聖朝、山林精進、遠勸塵劫、許之。

(註) 「佛道部六、諸宗」の部、嵯峨天皇、弘仁十三年六月三日の條

(三九二) 顯戒論緣起 卷上

以同年九月一日、有勅於清瀧峯高雄山寺、造毗盧遮那都會大壇、令傳授三昧耶妙法、所灌頂者、摠有八人、苦行之力、果志早歸、聖德所感、遂弘此道、今被右大臣宣稱、奉勅入唐受法僧二人、宜令所司各與公驗、彌勤精進、興隆佛法、擁護國家、利樂群生、者省依宣旨奉行如右。

(註) 延曆二十四年九月十六日の「賜向唐求法最澄傳法公驗一首」の條

(三九三) 類聚三代格 卷第二

右得少僧都傳燈大法師位實惠牒稱、毗盧遮那包括萬界、密印真契吞納衆經、唯其教宜有頓有漸、謂聲聞小乘登壇學處、頓謂菩薩大士灌頂法門、是詣極之夷途、爲入佛之正位、頂謂頭頂表大行之尊高、灌謂護持、明諸佛之護念、超昇出離、何莫由斯、所冀每載春秋二節、百花皆榮、草木結實、當嚴淨香花、以開覺眼、誘導有識、以歸眞境、夫於灌頂有結緣、有傳法、結緣者謂隨時競進者、皆授之、傳法者謂簡人侍器而方許之、若衆中有稟學兩部大法及宗義并五種護摩法等、

修練加行堪爲師範者、先受阿闍梨位者、覆審試定、錄其名簿、別當相暑奏聞、然後待報答、令其宗長老阿闍梨於東寺、授與傳法職位、凡物必有條貫、若無貫者、亂墜、委當時爲法首者、令行之、不聽、輒爾他處授與傳法位、

(註) 承和十年十一月十六日の太政官符、應爲國家於東寺、定眞言宗傳法職位、并修結緣等灌頂事の條

〔三九五〕榮華物語 玉の臺

ある所を見れば、大般若の御讀經として、年老い、やむごとなき僧十人ばかり、あて讀み奉る、又ある所を見れば、五大力菩薩かけ奉りて、仁王經を講じ奉る、ある所を見れば、曼荼羅を懸け奉りて、阿彌陀の護摩、尊勝の護摩など行ふ、ある所を見れば、藥師經、壽命經などの御讀經、又ある所を見れば、僧二三十人ありて、涅槃經六十卷などの轉翻しててんじ讀む、又ある僧坊を見れば、をかしげなる小法師七八人計聲を合せて、俱舍を誦し、唯識論をうかぶ、又ある僧坊を見れば、美しげなる男ども、千字文を習ひ、孝經を讀む、

又の(註)「治承二年七月十五日」の條

〔三九五〕類聚三代格 卷第二

一金剛頂業一人

應學十八道一尊儀軌及守護國界主陀羅尼經一部十卷、

一胎藏業一人

應學十八道一尊儀軌及六波羅密經一部十卷、

右二業人應兼學卅七尊禮懺經一卷、金剛頂發菩提心論一卷、釋摩訶衍

論一部十卷、

一聲明業一人

應書誦梵字眞言大佛頂及隨求等陀羅尼、

右一業人應兼學大孔雀明王經一部三卷、

以前大僧都傳燈大法師位空海表稱、花嚴天台律三論法相等七宗之教皆是

先代聖帝賢臣建立十三大寺、賜十二人年分度者、廣入田園利稻、充講說經論料、各令分業習學、是故從昔迄今、人法鬱興、師資不絕、今真言一宗、人法新起、流傳年淺、猶漏天恩、後學無憑、謹案太政官去弘仁十四年十一月十日符稱、右大臣○藤原宣奉勅、真言僧五十人、自今以後、令住東寺者、伏望准彼七宗例、蒙賜年分者、從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守宣奉勅、如來之教、廢一不可、宜准三密法門、每年度三人、

(註) 承和二年二月二十三日之太政官府「應度真言宗年分者三人」事の條

〔三九六〕類聚三代格 卷第二

右得大僧都傳燈大法師位真雅表稱、夫嘉祥寺者、先帝○文德天皇奉爲深草天皇○仁明天皇所建立也、舊跡風流宛然在目、伏願便於彼寺、永賜三人年度者、教以悉曇文相、學以梵字、義是則聲明之業、法門之要、是故真言宗以此爲要道、應學法門、其類巨多、今取最要者、配於三人也、將使一人諳書大佛頂梵字、一人諳書大隨求梵

字、一人諳書悉曇章梵字、亦其護身則摩由之力殊高、存命則尊勝之助最深、即使此三人兼讀大孔雀明王經三卷、并佛頂尊勝梵字一道、每年三月上旬試定上件三人、當於今上降誕之日、度之、其得度之後、爲持念之僧、住嘉祥寺西院、轉孔雀尊勝、特令弟子之中、貫首者永代相承行、此白業者、右大臣○藤原良房宣奉勅、宜依來表、

(註) 天安三年三月十九日の太政官府「應得度嘉祥寺年分者三人」事の條

〔三九七〕新猿樂記

三君夫出羽權介田中豐益、偏耕農爲業、更無他計、數町戶主、大名田堵也、兼想水旱之年、調鋤、暗度腴迫之地、繕馬把犁、或於堰塞堤防溝渠畔、暇之圪育田、夫農人、或於種蒔、苗代耕作播殖之營、勞五月男女之上手也、

〔三九八〕新猿樂記

八御許夫飛驒國人也、位大夫大工、名檜前杉光、傳八省豐樂院之本圖、鑿造殿造宮等之式法、

〔三九九〕新猿樂記

九郎小童者、爲雅樂寮人之養子、高麗、大唐、新羅、大和之舞樂、盡習畢、生年十五而既達此道、笙、笛、篳篥、橫笛、太鼓、壹鼓、羯鼓、鼗鼓、摺鼓、鉦鼓、銅鈸子等之上手也、言調子者、雙調、平調、盤食調、黃鐘調、大食調、壹越調、上無調子等也、陵王、散手、延喜樂、皇慶、泔州、萬歲樂、想夫戀、青海波、壹德鹽、安樂鹽、蘇合、哢搶、五常樂、地久、納曾利、埴破、觀曾、胡飲酒、崑崙、八仙等也、凡百廿條、盡以學了、

〔四〇〇〕續日本紀 卷第廿三

令美濃、武藏二國少年、每國廿人習新羅語、爲征新羅也、

〔註〕淳仁天皇紀、天平寶字五年一月九日の條

〔四〇一〕日本紀略 前篇十四

渤海使首領高多佛脫身留越前國、安置越中國給食、卽令史生羽栗馬長并習語生等就習渤海語、

〔註〕嵯峨天皇紀、弘仁元年五月二十七日の條

〔四〇二〕日本紀略 前篇十四

勅云々、宜擇年卅已下聽令之徒、入色四人、白丁六人、於大學寮使習漢語、

〔註〕嵯峨天皇紀、弘仁八年四月七日の條 ○聽令 聰聆とすべきか

〔四〇三〕日本書紀 卷第卅

遣陣法博士等教習諸國、

〔註〕持統天皇紀、七年十二月二十一日の條

〔四〇四〕續日本紀 卷第三

勅諸國兵士、國別分爲十番、每番十日、教習武藝、必使齊整、令條以外、不得雜使、其有關須守者、隨便斟酌、令足守備、

〔註〕 文武天皇紀、慶雲元年六月三日の條

〔四〇五〕續日本紀 卷第九

教坂東九國軍三萬人、教習騎射、試練軍陳、運綵帛二百疋、繩一千疋、綿六千屯、布一万端於陸奥鎮所、

〔註〕 聖武天皇紀、神龜元年四月十七日の條

〔四〇六〕續日本紀 卷第廿

勅曰、大宰府防人、頃年差坂東諸國兵士發遣、由是路次之國、皆苦供給、防人產業、亦難辨濟、自今已後、宜差西海道七國兵士合一千人充防人司、依式鎮戍、其

集府之日、便習^{ハシノコ}五教、事具別式、

〔註〕 孝謙天皇紀、天平寶字元年閏八月二十七日の條

〔四〇七〕宇治拾遺物語 卷第六

かくたかがひをやくにて世をすぐせど、おさなくより觀音經をよみたてまつりたもち奉りたりければ、たすけ給へと思入て、ひとへにたのみ奉りて、此經をよるひるいくらともなくよみたてまつる、

〔註〕 「觀音經化地人をたすけ給事」の條

〔四〇八〕今昔物語集 卷第十六

山城ノ國久世ノ郡ニ住ケル人ノ娘、年七歳ヨリ觀音品ヲ受ケ習テ讀誦シケリ、毎月ノ十八日ニハ精進ニシテ觀音ヲ念ジ奉ケリ、十二歳ニ成ルニ遂ニ法花經一部ヲ習ヒ畢ヌ、

(註) 「山城國女人依觀音助通地難二語第十六」の條

〔四〇九〕宇治拾遺物語
卷第十二

今はむかし、かくし題をいみじく興ぜさせ給ける御門の、ひちりきをよませられけるに、人々わろくよみたりけるに、木こる童のあかつき山へ行とていひける、この比ひちりきをよませさせ給なるを、人のえよみ給はざんなる、童こそよみたれといひければ、ぐして行童部、あなおほけなることないひそ、さまにもにずいまくしといひければ、などかかならずさまに
なることかとして、

めぐりくるはるくごとくにさくらばないくたびちりき人にとはゞや
といひたりける、まさにもにずおもひかけずぞ、

(註) 「樵夫小童隱題歌讀事」の條

〔四一〇〕古事談
第二

實方原經廻奥州之間、爲見歌枕、每日出行、或日アコヤノ松ミニトテ欲出之處、國人申云、アコヤノ松ト申所、コノ國中ニ候ハネト申ノ時、老翁一人進出申云、君ハイヅベキ月ノイデヤラヌカナ此歌ミチノクノアコヤノ松ニコガクテト申古歌ヲ思召テ、被仰下候歟、然バ件歌ハ出羽陸奥未堺之時所讀之歌也、被堺兩國之後者、件松出羽國方ニ罷成候也ト申ケリ、

(註) 「臣節」の章「奥州アコヤノ松事」の條

〔四一一〕宇治拾遺物語
卷第十

かくてあづま人この女のもとに行てみれば、かたちすがたおかしげなり、あひきやうめでたし、物思たるすがたにてよりふして手ならひをするに、なみだの袖のうへにかゝりてぬれたり、

(註) 「吾婦人止生發事」の條

解 説

中古に於ける教育の内容の上に非常に大きな影響を與へたものは大陸からの文字の傳來であつて、朝廷が新文化の攝取に努力せられた結果、前代に比して比較にならぬ程教育の内容が豊富になつた。吾人は先づ中央に於ける貴族の男子の受けた教育の内容から敘述しよう。

何よりも第一に擧ぐべきは漢字と漢文との習得であつて、應神天皇の朝に王仁が『千字文』と『論語』とを獻じたとすれば〔六八〕、先づ是等によつて漢字・漢文が學習せられたであらうし、その後文化の隆昌にともなつて漢字・漢文が教育の重要な内容を構成した〔二九五〕。文字は何よりも支那の書家の字が學ばれたこと〔二九六〕は寧ろ當然であらうが、その後は邦人の名筆についても習得せられ〔二九七〕、『新猿樂記』に載せる習字の内容としては本朝支那兩者の能筆家の筆跡である〔二九八〕。學令制定の後は大學の教化内容となつて居た諸書が盛に讀まれたであらうことは、天皇の御前又は釋奠の場合に於いて是等が屢々披講・論議せられたことによつて窺ひ得るであらう。

『論語』〔二九九〕・『孝經』〔三〇〇〕・『禮記』〔三〇一〕・『左傳』〔三〇二〕・『詩經』〔三〇三〕・『易經』〔三〇四〕・『書經』〔三〇五〕等その例幾多擧げ得るし、又老莊〔三〇六〕・『文選』〔三〇七〕・『史記』〔三〇八〕・『漢書』

〔三〇九〕・『晋書』〔三一〇〕等の讀まれたことも知ることが出来る。鎌足は書傳・『六韜』を讀んだことが家傳によつて見られ〔三一〕、大江匡房は八歳にして史漢に通じ神童と稱せられたことが自傳に書かれ〔三二〕で居る。是等支那の典籍と共に、我が國家意識の高揚に従つて『日本書紀』も讀まれるやうになり〔三三〕、日本紀竟宴といふことが屢々行はれた〔三四〕。詩文は特に課擧の試に文藻が重視せられた結果、廣く貴族に關心を有たれ、詩文を作り得ないものは出世の妨げとなつた〔三五〕程である。「文は文集、文撰、博士の申文」と『枕草子』にあるがごとく〔三六〕、『白氏文集』・『文選』・博士の補官申請文が讀まれたし、『源氏物語』では光源氏が山里へ行くにも『白氏文集』を携帯して居る〔三七〕。和文が流行するやうになつても詩文はなほ公式の教養内容として残り〔二六〕、平安末期でも學者の教育の内容は飽くまで漢詩・漢文を中心とするもの〔三八〕であつた。詩は特に中古を通して一般貴族によつて學ばれた一つの最も重要な教育内容となつて居た〔三九—四三〕。

所謂延喜・天曆の平安文化の隆昌時代以後の貴族の教育内容は『とりかへばや物語』に見える男子にあらまほしき姫君の教養〔三四〕や才學並ぶものなき狹衣大將の教養〔三五〕によつても一斑を窺ひ得るであらう。即ち前者では詩・和歌・琴・笛・鞠・小弓が數へられ、後者では和漢書・手習・琴・笛が擧げられる。萬藝通達といはれた藤原成通は笛・歌・詩・鞠・馬に通じたことが

記され〔三二六〕、延喜の貴紳敦忠は和歌・管絃に勝れ〔三二七〕、平安末期の教養人として知られた忠通は詩・歌・管絃・書に通じたこと〔三二八〕が述べられて居る。尤も平安末期にも『漢書』・經文・因明を學び〔三二九〕詩歌は樂の中の翫とした〔三三〇〕頼長のごときもあるが、これは特殊の例である。是等によつて平安貴族の教養の内容を見れば、特に詩・歌・管絃の所謂三船の才が教育の内容として重要な地位を占めて居たことが推定出来るであらう。その中で和歌は平安初期には殆ど學ぶものもなかつた〔三三一〕のが、平安中期には萬藝通達の行成さへ和歌を知らざりしため殿中で恥をかく程になつた〔三三二〕のである。管絃は公私の遊宴に必須のものとして特に熱心に習得せられた。就中、琴〔二九七・三三四・三三五・三三八・三三九・三三三・三三四・三三三〕とは管絃の中心内容であるが、琴には和琴・琴・箏等があり、笛は横笛が普通であるが、笙〔三三三・三三四〕や尺八〔三三六〕も學ばれた。その他筆筆〔三三六〕・琵琶〔三三四〕・太鼓〔三三六〕等が習得せられた。管絃にとりなつて舞〔三三六・三三七〕や今様〔三三五〕も當時の貴族にとつては必要なる教養であり、繪も亦教養の一内容であつた〔三三八〕。

武藝は奈良朝時代には習得せられた〔三三九〕が、泰平の御代となつては學ぶもの尠く、弓〔三四〇〕や馬〔三二六〕等が學ばれても、それは實戰を目的とするものではなかつた。詩歌管絃は臣家の學習する所で、それさへ通曉せざるものが武藝の道に通じて居る筈はないと述べた信西の言葉

〔三四一〕は、貴族の教養内容が如何なる點に重點を置いて居たかをよく示して居る。之に反して佛敎は貴族の教養として一般的であつて、聖德太子以來經典は相當に讀まれ〔三四二・三四四〕、寫經も行はれた〔三四五・三四六〕。之に従つて梵字さへ習得したものがあつた〔三四七・三四八〕。その他特定のものは天文〔三四九〕・曆〔三五〇〕・算〔三五〇〕・陰陽〔三五〇・三五二〕・醫〔四五二〕等で、是等は主として家の職として學ばれ、天文・醫等の教育の内容は『新猿樂記』の中に大體讀みとることが出来る。公事〔三五三〕・故實〔四六八〕も亦習得せられたのである。

女子の教養は男子に比して遙に低いものであつた。女流文化の華やかであると考えられる平安朝中期でさへも、若干の特殊の例を除いては、教養の程度はさして高いものではなかつたと思はれる〔三五四・三五五〕。けれども女子の教育が全く行はれなかつたのではないこと勿論である。先づこの時代の一大特色ともいふべき文字の習得は女子も行つたので、女子は主として假名を學んだ。紀貫之が和文の日記を記す時女子として執筆したこと〔三五六〕は、當時男子は殆ど漢文字によつて思想を表現し、假名が女子のその専用であつたことを物語るものである。尤も漢字を書いたものもあるが、それは特例であつて〔三五七〕、漢字の書けないのが通例であつた〔三五八〕。女子は假名を習得するため「あめつち」〔三五九・四二八〕や難波津・淺香山の歌〔三六〇・三六一〕が學ばれた。蟲愛づる姫君は平假名より片假名を習得して居る〔三六二〕。宣耀殿の女御は才色双絶の平安朝の理想的女

性であらせられたが、その教養の内容は第一に手習であつて〔三六三〕、これによつても手習が當時の女子の教育内容に占めて居た地位を知ることが出来る。なほ女御は次いで琴及び和歌を學ばれた〔三六三〕。兼家は自分の女の教育として手習及び和歌に心を配つて居る〔三六四〕。平安朝末期の女性としては「希代の女房」と稱せられた清盛の女は繪書き・花結び・聯句作文・習字等の教養があり〔三六五〕、櫻町盛範の女に於いては琴・琵琶・繪書き・花結び・和歌・習字等が教育の内容となつて居る〔三六六〕。「とりかへばや物語」に於ける女子のごとき若君は、漢籍を學ぶを嫌つて、繪書き・雛遊び・貝おほひなどをし〔三六七〕、又琴・笛・和歌・讀經・誦詩を學んで居る〔三六八〕。是等によつて中古の女子の教育の内容となつたものは、習字の外は之について和歌が生活上必要であり、後は繪書き・琴・琵琶等が普通の教育内容であつた。薫大將に琴をひくかと問はれたのに對し、浮舟は大和詞も十分でないのにまして琴はと答へて居る〔三六九〕。

以上の他に、貴族の女子の教育の内容として注意すべきものは、一つは經文であつて、最初は「經讀むをだに」制せられたが、平安中頃から女子の教養の内容となり〔三五四〕、供養をかねて經文は習字の手本として寫され〔三七〇・三七二〕、又之を讀むやうになつた〔三六八・三七二―三七四〕。他の一つは裁縫であつて、『落窪物語』には裁縫をやらせたことが見え〔三七五・三七六〕、道綱の母も兼家のために裁縫をしてやつたことを自敘して居る〔三七七〕。

僧徒の教育の内容としては先づ得度受戒以前の修學について敍ぶべきであるが、それは中世に譲つて、こゝでは官度の試業によつても想像出来るやうに、相當難かしい内容が課せられて居つたことを想起するに止めよう。

外來僧や遊外僧等によつて、經論註疏の類が將來せられ〔三七八〕、又これが珍重・傳寫せられて〔三七九・三八〇〕、講論・讀誦のために依用せられるものを増し、所謂南都六宗にあつては早くから所依の經論が講せられて居り〔四九二・三八一―三八四〕、平安朝になつて來ると更に内容も廣範圍になつて來た。即ち諸講會や安居の講經の内容〔二七〇・五一六―五一八・五〇〇・五〇二・四九九・三八五・三八六〕や、年分度者が定められて、宗別に規定せられた所依の經論〔二六〇・二六九・三九〇・五一三・三九五〕その他所謂護國三經をはじめ、般若・維摩・華嚴・涅槃・勝鬘等多くの大乘經典と關係の論疏乃至律や因明等にわたつて居る〔二五五・三八七・三八八・五〇四〕。

次に行學についていふと、鑑真によつて始められた南都の戒〔三八九・二六二〕に對しては天台の圓頓戒が興り〔三九〇・二六八〕、平安朝に入ると天台や眞言の行法・作法が新しくわが國に於いて行はれて來る〔三九一―三九四・二七六〕。特に聲明や悉壇等が専門に研究せられて來るのも注意すべきであらう〔三九五・三九六〕。

庶民は一般にその職を代々受け繼いで、これが教育の内容の第一となつて居たこと勿論である。

農民は農業(三九七)を、職人は土木(三九八)を業として教養せられた。又舞樂のごときは平民もこの道に職を得ることが出来たので、その場合には舞樂が教育の内容となつた(三九九)。又特殊の例としては新羅語(四〇〇)・渤海語(四〇一)・漢語(四〇二)等の外國語及び軍事(四〇三・四〇六)を學んだ場合もある。この場合は何れも朝廷の命によつて特殊の者に對し特殊の目的を以つて學ばしめられたものである。その他の場合には、庶民の教育の内容となつたものとしては、經文(四〇七・四〇八)や和歌(四〇九・四一〇)・手習(四一一)等について若干の逸話の残つて居る所からして、是等も彼等の教育の内容を構成した場合が想像せられるのである。

第五章 教育の方法

第五章 教育の方法

(四一一) とりかへば物語

若君をば、目も放たず、疎からぬ人の乳ある迎へ寄せて、めのもとにも世に顯はれて、かゝる人のあらましかば、いかにかひなくしくもてなされまし、萬かく忍びたるこそと、かひなく口をしければ、このほどは異事なく、兒のあつかひに心入れて、あからさまにも立ち出でず、

(四一三) 落窪物語
二の巻

乳母、あなわりな、おとゞもしかとおぼし立ちて、急ぎ給ふものを、よし御覽ぜよ、やんごとなき人の、強ひて宣はむことを、いかゞはせさせ給はむ、何かは、君達は花やかに、御妻方のさしそひて、もてかしづき給ふこそ今めかし

けれ、おぼす人ありとても、それをばさるものにて、御文など奉り給へ、かの君も思ふ時は、上達部の女にはありなむなれど、落窪の君とつけられて、中の劣りにて、うちはめられてありけるものを、かくたぐひなく、おぼしかしづくこそ怪しけれ、人はかたへは、父母居たちてかしづかるゝこそ、心にくけれ」といふに、○下略

〔四一四〕平家物語 卷第二

少將○丹波成經乳母に六條と云女房あり、御乳に参り始候らひて、君をちの中より抱上参て、月日の重なるに随ひて、我身の年の行をば歎ずして、君の成人しう成せ給ふ事をのみうれしう思ひ奉り、白地あからまとは思へども、既に二十一年、片時も離れ参らせず、院内へ参らせ給ひて、遅う出させ給ふだにも、覺束なう思ひ参らするに、如何なる御目にか遭せ給はんずらん」と泣く、少將、痛な歎そ、宰相さて坐れば、命計はさり共乞請給はんずらん」と慰たまへども、

人目もしらず、泣悶へけり、

〔註〕「少將乞請」の條

〔四一五〕台記 卷第二

余外戚始號乳母、不生子、因不含乳

〔註〕 慶治元年十月二日の條

〔四一六〕源氏物語 桐壺

七つになり給へば、書始よみはじめなどせさせ給ひて、世に知らず聰とまう賢くおはすれば、餘りに怖ろしきまで御覽ず、

〔四一七〕今鏡 第一

十一月には、二の宮御書始とて、式部大輔ときこえし博士、御注孝經といふ

文教へ奉りき、藏人實政、尙複としてそれも御師なるべし、

(註)「すべらぎの上」の中「ほしあひ」の條

(四一八) 玉葉 卷三十一

大將藤原良通、五歲密々有書始事、其儀、曹司南庇三ケ間、上庇簾垂母屋簾、二行敷高麗端疊、奥東第一疊前無對座、件疊前立黑漆文机一脚在金物、但無腰巾、其上敷例紙二枚、其左右押付机其上置五帝本紀一卷香表黑漆軸裏、禮紙二枚、非如立文、其傍右置角筆文机、南方敷圓座一枚、爲師儒座、申刻、豐前守成光朝臣正四位下、參上衣冠、其後大將着冠直衣出座、以職事能業衣布、召師儒、即成光朝臣參着圓座、置書參進、開在机之書復座、披自所持之書讀之其詞曰、史記集解序、弟子受傳如師詞、次師卷書退下、次弟子入內寢、密議無祿、日時勘文、兼日召在憲朝臣、是又依密議也、是皆余藤原兼實時例也、

(註) 治承三年十二月二十八日の條

(四一九) 平家物語 卷第七

其中にも經正幼少の時、小師でおはせし大納言法印行慶と申は、葉室大納言光頼卿の御子也、

(註)「經正都落」の條 ○小師 意味不詳、恐らく幼い頃の師匠といふ程の意味であらう。

(四二〇) 日本書紀 卷第十

王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、故所謂王仁者是書首等之始祖也、

(註) 應神天皇紀、十六年二月の條

(四二二) 日本書紀 卷第廿四

中臣鎌子連爲人忠正、有匡濟心、中略便附心於中大兄、中略俱述所懷、既無所匿、復恐他嫌、ハムコトヲ頻接、ニ而俱手把黃卷、自學周孔之教於南淵先生、所遂於路上往還

之間、並肩潜圖、無不^ニ相協^{カテ}、

(註) 皇極天皇紀、三年一月の條

〔四二二〕^{今叙}第九

かの村上の中務宮、^{親王}〇具平ふみつくらせ給ふ道など、すぐれておはしましければ、齋名以言などいふ博士、常に参りて、ふみ作らせ給ふ御ともになむありける、大内記保胤^{〇慶}とて、中にすぐれたる博士、御師にて、文は習はせ給ひける、その保胤には、これらが文作り得たる所得ぬ所の有様、問はせ給ひければ、答へ申しけることこそ、からの言の葉は知らぬ事なれど、面白く聞え侍りしか、

(註) 「むかしがたり」の章「からうた」の條

〔四二三〕^{榮華物語}うたがひ

あるは俱舍經の御讀經とて、眞言の心ばへありと聞し召すをば、世に出でたるをも、山に籠り寺に籠り居たるをも召し出づれば、この方をたつる人々は、いとど戒律を守りて、鉢の油を傾け、眞言を磨きて瓶の水を寫し、萬に仕立て、召し入れられては、眞言の趣、深さ浅さの程を聞し召して、かの僧達どもに定め宣はせて、その方に眞實に深くしみ、顯密ともに朗なるをば、かれ進まねども、阿闍梨の解文^{げもん}を放たせ給ふ、公^{せまやけ}私^{わたくし}の御師となさせ給ふ、

(註) 「入道殿御受戒」の條

〔四二四〕^{狭衣}卷第三之下

九月には、嵯峨の院の入道の宮の作らせ給へる、法華の曼陀羅供養せさせ給ひて、やがて八講行はせ給ふ、その程は殿も日々に参らせ給へば、ましてさらぬ上達部、殿上人など参らぬなし、朝夕に替る講師^{かうし}どものえりすぐらせ給へる、おのゝ年頃心を盡しける實^{まこと}の學問の程、見ゆべきたびなれば、

心を盡したるしるしありて、尊くめでたきに、問者どもの劣らじと争ふ口強さどももおもしろく、聞き所ある事限りなし、

〔四二五〕源氏物語
少女

打續き、入學といふ事せさせ給ひて、やがてこの院の内に御曹司作りて、眞實に才深き師に預け聞え給ひてぞ、學問せさせ奉り給ひける、大宮の御許にも、をさく／＼參うで給はず、晝夜愛しみて、猶兒のやうにのみもてなし聞え給へれば、彼處にては、え物習ひ給はじとて、靜かなる所に籠め奉り給へるなりけり、月に三度ばかりを參り給へとぞ、許し聞え給ひける、

〔四二六〕宇津保物語
藏開中

明けさせて文箱を御覽ずれば、文箱には、唐錦を二つにおし切りて瑩じたる、厚さ二三寸許りにつくれる一箱づゝあり、俊蔭の主の集、其の手にまな

文に書けり、今一つには俊蔭の主の父式部大輔の集、草にかけり、手づから點し、讀みて聞かせよ、と宣へば、文机の上にて讀む、例の花の宴などの講師の聲よりは、少しみぞかに讀ませ給ふ、七八枚の文讀みて、やがて一度は訓に、一度は聲に讀ませ給ひて、面白しと聞召すをば誦ぜさせ給ふ、

〔四二七〕宇津保物語
藏開中

少し高く讀む、所々は聲にも讀む、

〔四二八〕宇津保物語
國議上

かかる程に、右大將殿より、とて手本四卷、色々の色紙に書き、花の枝に付けて、孫王の君の許に御文してあり、みづから持て參り侍るべきを、仰せごと侍りし宮の御手本、持て參るとてなむ、これは若宮の御料にと宣はせしかば、習はせ給ひつべくも侍らねど、召し侍りしかば、なむ急ぎ參らすると

聞えさせ給へ、さて御私には何の本をか御要ある、此處には、世のためしになむ、とて奉れ給へり、御前に持て参りたり、見給へば、黄ばみたる色紙に書きて、山吹に付けたるはしので、春の字、青き色紙に書きて松に付けたるは草にて夏の字、赤き色紙に書きて卯の花に付けたるは假名、はじめには男手にもあらず、女手にもあらず、あめつちぞ、その次に男手、離ち書きに書きて、同じ文字を様々に變へて書けり、

〔四二九〕狭衣 卷第四之上

かく参り給ふをりくは、さるべき文ども取り出させ給ひつゝ、返しどもなどの、しどけなくならはし聞えたる所々、なほし給ふ、心得ずおぼしたる文字など、こまかに知らせ奉りなどし給へば、今日もあまたの文ども取り散らしつゝ、おもしろくうち誦じつゝ、ならはし聞えさせ給ふに、藏人まゐりて氣色立つは、ありつる返事にやと思して立ちたまへるに、それなりけ

れば、かくれの方にて、引きひろげ給へるを、もの言ひさがなき權大納言ふとさし覗き給へれば、引きかくし給ふを、例の眼の疾さは見てけり、

〔四三〇〕石山寺縁起

此保胤が筆の奏狀は、筆の大體とて、文章初學のいゑくには、もてなしあつかふものにてぞあんなる、

〔四三一〕源氏物語 紅葉賀

舞の師どもなど、世になべてならぬを取りつゝ、各々籠り居て習ひける、

〔四三二〕宇津保物語 嵯峨院

かくて十一月より、民部卿殿の御方に、舞の師するて、君達に舞習はせたまふ、宮あこ君落躑、いちあこ君陵王、若御子採桑老、大殿の小君萬歳樂、辨の君

の御子扶桑樂など舞ひ給ふ、舞の師秀遠、兵衛目遠忠などいふ逸物の限りいと多かり、

〔四三三〕源氏物語
若菜下

源年頃さりぬべき序ついで毎には、教へ聞ゆる事もあるを、その氣はひは實に優り給ひにたれど、まだ聞召し所ある、物深き手には及ばぬを、何心もなくて参り給へらむ序に聞召さむと、許しなくゆかしがらせ給はむは、いとほしたなかるべき事にも、いとほしく思して、この頃ぞ御心留めて教へ聞え給ふ、調べ殊なる手二つ三つ、面白き大曲おほきどもの、四季に付けて變るべき響空の寒さなご温さを整へ出でて、やんごとなかるべき手の限りを、取り立てて教へ聞え給ふに、心許なくおはするやうなれど、やうく心得給ふまゝに、いとよくなり給ふ、晝はいと人繁く、なほ一度も搖し按ずる暇も、心慌しければ、夜々なむ靜かに、事の心も染め奉るべきとて、對にも、その頃は御暇聞

え給ひて、明暮教へ聞え給ふ、

〔四三四〕狭衣
巻第一之上

聞く限りの人々も、更にこの世の物の音とも聞えぬに、涙もとゞめ難けれど、中々なる程にて歎みぬるを、童いとあるまじき事、と責め宣はすれど、狭唯斯許りなむ、大臣の戯れに教へ侍りて、これより外にはすべて覚えさぶらはず、と奏し給ふを、童いとうたて、空言をさへつきくしくもいふかな、大臣の笛の音に似るべくもあらざめり略○下

〔四三五〕讚岐典侍日記
下

朝餉の御障子の繪御覽ぜさせありくに、夜のおとどのかべに、あけくれ目なれて覚えむとおぼしたりし樂を書きて、おしつけさせ給へりし、笛のふのおされたるあとの壁にあるを見つけたるぞ哀れなる、

〔四三六〕とりかへばや物語

大將殿も、四の君の御腹に、男三人うちつゞき生れ給ひて、大殿に生ひ出でたまひし若君も、今は成人になり給ひて、童殿上などしてありき給ふ、吉野山の御方に、かやうの事、心もとなく物し給へば、この若君をぞ御子にし聞えて、取りわき悲しうし奉り給ふ、女院へは殿上して常に参り給ふを、昔の宣旨などは、いと悲しう見奉りて、中宮の御ゆかり、大將の御心もおろかならず、

〔四三七〕古事談 第二

師頼卿源○多年沈淪籠居、拜在中納言後勤、仕釋奠上卿、作法進退之間、於事成不審、粗問於人、其時成通卿參議之時、列座云、年來御籠居之間、公事御忘却歟、ウヒウヒシク被思食之條、尤道理也、云、師頼卿不謂返事、顧眄獨言云、入大廟、每事問者奈云々、文、論語、成通卿閉口止、後日逢人云、無思分之方出、不慮之言畢、後

悔千回云々

〔註〕「臣節」の章、師頼勤仕釋奠上卿每事問事の條

〔四三八〕住吉物語

かくて明し暮し給ふ程に、若君七歳、姫君五つになり給ふ、八月に袴著せむずるついでに大納言殿に知らせ奉らむ、と仰せられけり、心うれしく待ちぬ給へり、さる程に大納言殿も大將殿もまわりあひ給ひて御物語のついでに、八月十六日に幼きものに袴著つかまつらむと思ひはべるなり、殊更に申すことの候へば、とのたまへば、大納言殿、かしこくも承り候、さりながらもさやうのことにまがしき身にて、いとほかり多し、とのたまへば、思ひはからふことあれば、必ず、とのたまふに、兎も角も仰せにこそ、とて、おのゝ歸り給ひけり、

〔四三九〕源氏物語

源氏物語

明くる年の二月に、春宮の御元服の事あり、十一になり給へど、程より大きに大人しう清らにて、たゞ源氏の大納言の御顔を、二つに寫したらむ様に見え給ふ、

〔四四〇〕源氏物語

源氏物語

源、只今斯う強ちにしも、まだきに追ひ付かすまじう侍れど、思ふ様侍りて、大學の道に、暫し習はさむの本意侍るにより、今二三年を徒らの年に思ひなして、自ら朝廷にも仕う奉りぬべき程にもならば、今、人となり侍りなむ、自らは九重の内に生ひ出で侍りて、世の中の有様も知り侍らず、晝夜御前に侍ひて、僅になむ果敢なき書なども習ひ侍りし、唯畏き御手より傳へ侍りしだに、何事も廣き心知らぬ程は、文才をまねぶにも、琴笛の調にも、音足らず、及ばぬ所の多くなむ侍りける、果敢なき親に賢き子の勝る例は、い

と難き事になむ侍れば、まして次々傳はりつゝ、隔たり行かむ程の、行く先いと後めたきによりなむ、思ふ給へ掟て侍る、高き家の子として官爵心つかまかうぶに叶ひ、世の中盛りに驕り慣らひぬれば、學問などに身を苦しめむ事は、いと遠くなむ覺ゆべかめる、戯れ遊びを好みて、心のまゝなる官爵くわんかくに上りぬれば、時に隨ふ世の人の、下には鼻まじろきをしつゝ、追従し、氣色とりつゝ、隨ふ程は、自ら人と覺えて、やんごとなきやうなれど、時移り、然るべき人に立ち後れて、世衰ふる末には、人に輕め侮らるゝに、掛かり所なき事になむ侍る、猶才を本としてこそ、大和魂の世に用ゐらるゝ方も強う侍らめ、差當りては、心許無きやうに侍りとも、終の世の重しとなるべき心掟を習ひなば、侍らずなりなむ後も、後安かるべきによりなむ、只今は、はかしくしからずながらも、斯くて育み侍らば、窮迫りたる大學の衆とて、笑ひ侮る人もよも侍らじと思ふ給ふるなど聞え知らせ給へば、略下

〔四四二〕源氏物語
梅枝

源斯様の事は、畏き御教にだに、随ふべくも覚えざりしかば、言交ぜま憂けれども、今思ひ合はするには、かの御教こそ長き例にはありけれ、つれづれともものすれば、思ふ心あるにやと、世の人も推し量るらむを、宿世の引く方にて、直々しき事にありく、て靡く、いと後びに人悪き事ぞや、いみじう思ひ上れど、心にしも叶はず、限りあるものから、好きくしき心遣はるな、幼稚くより、宮の内より生ひ出でて、身を心にも任せず所狭く、聊かの事の誤りもあらば、軽々しき譏をや負はむと、憤みしだに、なほすきくしき咎を負ひて、世にはしたなめられき、位浅く何となき身の程、打解け、心のまゝなる振舞など物せらるな、心自ら驕りぬれば、思ひ鎮むべき種はひなき時、女の事にてなむ、賢き人昔も亂るゝ例ありける、あるまじき事に心を付けて、人の名をも立て、自らも恨みを負ふなむ、終の絆となりける、取り誤りつゝ、見む人の、我が心に叶はず、忍ばむ事難き節ありとも、なほ思ひ返さむ心を

慣らひて、若しは親の心に譲り、若しは親無くて世の中片ほにありとも、人柄心苦しくなむあらむ人をば、それを片かどに寄せても見給へ、我がため人のため、遂に善かるべき心ぞ深うあるべきなど、長閑やかにつれづれなる折は、斯かる心遣ひをのみ教へ給ふ、斯様なる御諫に付きて、戯れにても外さまの心を思ひ懸るは、哀れに人遣りならず覚え給ふ、

〔四四二〕宇津保物語
俊蔭

大殿、如何に、何事により止りにしぞ、何時かかる歩きは習ひしぞ、いとたいくしきことなり、我が心惑はず、とて責め宣ふ、北の方、かばかり河原のわたりは、盗人多くて、人そこなふなり、それに、一人あらば、盗人打殺してば如何せまし、心定まらぬ人なりけり、さらに宮仕もせさせじ、ありきならひて逃げ隠れむと思ふものなめり、我が前去るな、と宣はせて、内裏へ参り給ふ時は、もろともに率て参り給ひて、片時も御眼離ち給はず、若小君、心のうち

に、あはれなることを思ひて、聊かなる言傳もしてしがな、あからさまにも行くものにもがなと思へど、斯くいと難ければ、夜晝歎く、

〔四四三〕九條殿遺誠

以前雜事書記如右、予十分未得其一端、然而常蒙先公之教、又訪古賢、今粗知事要、依萬一之勤、雖非才智、已登崇班、爲吾後之者、熟存此由、縱非如法、必以用意、可勤公私之事、

〔註〕 跋文の全文

〔四四四〕源氏物語
末摘花

例の諸共に難遊びし給ふ、繪など畫きて色どり給ふ、萬づにをかしうすさび散らし給ひけり、我も畫き添へ給ふ、髪いと長き女を畫き給ひて、鼻に紅をつけて見給ふに、圖に畫きても見ま憂き様したり、わが御影の鏡臺に映

れるが、いと清らなるを見給ひて、手づからこの紅花を畫きつけ、匂はして見給ふに、斯くよき顔だに、さて交れらむは見苦しかるべかりけり、姫君見て、いみじく笑ひ給ふ、

〔四四五〕源氏物語
若紫

君は二三日内裏へも参り給はで、この人を馴つけ語らひ聞え給ふ、やがて本にもと思すにや、手習繪などさまざまに書きつゝ、見せ奉り給ふ、いみじうをかしげに書き集め給へり、武藏野といへば託たれぬと紫の紙に書い給へる、墨つきのいと殊なるを取りて見居給へり、少し小さくて、

源根は見ねど哀れとぞ思ふ、武藏野の露分け、佗ぶる草のゆかりをとあり、源いで君も書い給へとあれば、紫まだようは書かずとて、見上げ給へるが、何心なく美しげなれば、打微笑みて、源よからねど、無下に書かぬこそ悪けれ、教へ聞えむかしと宣へば、打側みて書い給ふ手つき、筆執り給へ

る様の幼げなるも、らうたうのみ覺ゆれば、心ながら怪しと思す、筆書き損
ひつと恥ぢて隠し給ふを、強ひて見給へば、

業託つべき故を知らねば覺束な如何なる草の縁なるらむ
と、いと若けれど、生先見えて、ふくよかに書い給へり、故尼君のにぞ似たり
ける、今めかしき手本習はば、いと善う書い給ひてむと見給ふ、難など、わざ
と屋ども作り續けて、諸共に遊びつゝ、こよなき物思ひの紛らはしなり、

〔四四六〕源氏物語
紅葉賀

暫し、殿の内の人にも誰と知らせじと思して、なほ離れたる對に、御しつら
ひ二なくして、我も明暮入りおはして、萬づの御事どもを教へ聞え給ふ、手
本書きて習はせなどしつゝ、たゞ外なりける御女を迎へ給へらむ様にぞ
思したる、政所家司などを初め、殊に分ちて、心もとなからず仕う奉らせ給
ふ、

〔四四七〕源氏物語
常夏

をかしげなる和琴のあるを引寄せ給ひて、掻き鳴らし給へば、律にいとよ
く調べられたり、音もいとよく鳴れば、少し弾き給ひて、源斯様の事は御心
に入らぬ筋にやと、月頃思ひ貶し聞えけるかな、秋の夜の月影涼しき程、い
と奥深くはあらで、蟲の聲に掻き鳴らし合はせたる程、氣近う今めかしき
物の音なり、ことごとくしき調もてなし、しどけ無しや、この物よ、さながら多
くの遊び物の音、拍子を調へ取りたるなむいと畏き、和琴と果敢なう見せ
て、際も無くし置きたる琴なり、廣く他國の事を知らぬ女のためとなむ覺
ゆる、同じくは、心留めて物などに掻き合はせて習ひ給へ、深き心とて、何ば
かりもあらずながら、又眞に弾き得る事は難きにやあらむ、只今はこの内
の大臣に准ふ人無しかし、唯果敢なき同じ清搔の音に、萬づの物の音籠り
通ひて、いふ方もなくこそ響きのぼれと語り給へば、仄々心得て、いかでと
思す事なれば、いと訝しうて、玉、この邊に然りぬべき御遊びの折などに、

聞き侍りなむや、あやしき山賤などの中にも、まねぶ者數多侍る事なれば、おしなべて心安くやとこそ思ひ給へつれ、然は勝れたるは、様殊にや侍らむとゆかしげに、切に心入れて思ひ給へれば、源、然かし、東とこそ名も立ち下りたるやうなれど、御前の御遊びにも、先づ書司を召すは、人の國は知らず、此處にはこれを物の祖としたるにこそあめれ、その中にも、親としつべき御手より弾き取り給へらむは、心殊なりなむかし、此處になども、然るべからむ折には、物し給ひなむを、この琴に、手惜しまずなど、明らかに搔き鳴らし給はむ事や難からむ、物の上手は何れの、道も心安からずのみぞあめる、然りとも遂には聞き給ひてむかしとて、調少し弾き給ふ、ことつひきびう、今めかしうをかし、これにも優る音や出づらむと、親の御ゆかしさの立添ひて、この事にてさへ、如何ならむ世に、さて打解け弾き給はむを聞かむ、など思ひ居給へり、源、貫河の瀬々のやはらたなど、いと懐かしく謠ひ給ふ、親避くる妻は、少し打笑ひつゝ、態とならず搔き鳴らし給へる清搔の程、い

ひ知らず面白う聞ゆ、源、いで弾き給へ、才は人になむ恥ぢぬ業なり、想夫戀ばかりこそ、心の中に思ひて、紛らはす人もありけめ、面無くて彼此に弾き合はせたるなむよきと、切に聞え給へど、然る田舎の隈にて、仄かに京人と名告りける、古王女の教へ聞えければ、僻事にもやと慎ましくて、手觸れ給はず、暫しも弾き給はなむ、聞き取る事もやと心許なきに、この御事によりてぞ、近う膝行り寄りて、玉、如何なる風の吹き添ひて、斯うは響き侍るぞとて、打傾き給へる様、火影にいと美しげなり、笑ひ給ひて、源、耳固からぬ人の爲には、身に沁む風も吹き添ふかしとて、押し遣り給ふ、いと心やまし、人々近う侍へば、例の戲言もえ聞え給はで、源、瞿麥を飽かでもこの人々の立去りぬるかな、いかで、大臣にも、この花園見せ奉らむ、世もいと常なきをと思ふに、古へも物の序に語り出で給へりしも、只今の事とぞ覺ゆるとて、少し宣ひ出でたるにも、いと哀れなり、

源、撫子のとこなつかしき色を見れば、舊の垣根を人や尋ねむ

この事の煩はしさにこそ、繭籠りも心苦しう思ひ聞ゆれ」と宣ふ、

(註) ことつひきびう、未詳

(四四八) 宇津保物語
樓の上

いかでかは、いと疾くは、みな習はせ給はじ、物の心くはしく見させ給ひてこそ、内侍のかみ、四つより三歳こそ、他遊あそびせられて習ひ給ひぬれ、これは七つになり給ひぬれば、いとよく、然りともいと疾く弾き給ひてむ、今まで習ひ給はぬ、いと心もとなき事なり、院、内裏の御書まがなどの事により、徒らに年月を過し侍りにたり、世の中もいくばくかなき物か、なほ一歳許りとなむ思ひ侍る、内侍のかみ、心細くあつしく物し給ふ、この御世に、これを覺束なからず習ひ給はむこそよからめ、

(四四九) 宇津保物語
樓の上

弾き始め奉り給ふに、御手はいと小さきに、弾き鳴らし給へる音、更に心もとなからず、いとかしこく心え給ひて弾き給ふ、片時に習ひはて給ひつ、次にまた、曲うたの物一つ教へ奉り給ふに、いと同じく弾き取り給ふに、かんのおとど、然べきにて斯くおはすると見え奉り給ふと、ゆゑ、しくなむ」とて弾きたて給ひ、かきあはせ給へる程に、涙の落ちつゝ、宣ふ、昔、四つにて習はし給ひしに、心には入れながら程もなくて、乳母の膝に居ながら、手どもは弾きとりて、音をよく弾き傳へたる事は七つよりなむ、大人のごとくの音になりぬと宣ひし、これは、大人だに琴の音を、斯くうるはしうは弾き立つることは得せぬものを、と聞え給ふ、

(四五〇) 枕草子
卷一

古今の草子を、御前に置かせ給ひて、歌どもの本ほんを仰せられて、これが末は、いかに」と仰せらるゝに、すべて夜晝心に懸りて覺ゆるもあり、げによく覺

えず、申し出でられぬ事は、いかなる事ぞ、宰相の君ぞ十ばかり、それも覺ゆるかは、まいて、五つ六つなどは、ただ覺えぬ由をぞ啓すべけれど、さやはけにくく、仰事をはえなくもてなすべき」と云ひ、口をしがるもをかし、知ると申す人なきをば、やがて讀みつづけさせ給ふを、さてこれは皆知りたる事ぞかし、などかくつたなくはあるぞ」と、云ひ歎く、

(註)「清涼殿の丑寅の隅」の條 ○宰相の君 藤原重輔の女

(四五二)枕草子
卷二

「説經しつゝ、八講しけりなど人云ひ傳ふるに、其の人は有りつや、いかがはなど定まりて云はれたる、あまりなり、なかはむげに、さしのぞかではあらむ、あやしき女だに、いみじく聞くめるものをば、さればとて、はじめつ方は、かちありきする人はなかりき、たまさかには、壺裝束などばかりして、なまめきけさうじてこそありしか、それも物詣をぞせし、説經などは、こと

に多くも聞かざりき、此の頃、其の折さし出でたる人の、命長くて見ましかば、いかばかりそしり誹謗せまし、

(註)「説教師は顔よき」の條

(四五二)濱松中納言物語
卷の三

母上も、大將の我をうけ給はぬと、言ひ恨みたまひしも苦しく、又ふさはしからぬ事に思ひすみ給へりしけしきも、恥しう侘しかりしを、今は皆一つにおぼしとけにたるを、嬉しう思ふ事なうおぼえたる御けしきも、あはれにいみじく、御八講のほど、上達部殿上人など、日々におはします、

(四五三)竹取物語

竹の中に、本光る竹一筋ありけり、怪しがりて寄りて見るに、筒の中光りたり、それを見れば、三寸ばかりなる人、いと美しうて居たり、翁いふやう、われ

朝毎夕毎に見る竹の中に、おはするにて知りぬ、子になり給ふべき人なめりとして、手に打入れて家に持ちて來ぬ、妻の嫗に預けて養はす、美しきこと限りなし、いと幼ければ籠に入れて養ふ、

〔四五四〕 濱松中納言物語 卷の四

宮の御方は、匂ひこそこよなう劣りけれど、あてにをかしう、心にくげなる方などは、又をかしかめりなど、さまざま見ゆる中に、兒姫君、今咲き出づる花の匂ひして、いみじうをかしげにおはするを、大將ひざにするて、掻い撫でつ、餅鏡見せ奉り給ひて、言痛う祝ひ給ふ氣色、母君の口をしう身をもてやつし給へるかはりをさへ取り添へて、この世の我が胸をあけむと宣はするぞ、いみじき道理なるや、御戴餅にぞ、中納言殿こそし奉らせ給はめ、すぎにたり案内申せと宣ふを聞きてぞ、立ち出でたれば、大將殿、かうなど申させ給ふと人聞ゆれば、殿こそわざともし奉らせ給はめ、我にはいと浅

からむこそ、さこそありしかなど宣ふを聞き給ひて、さはつかまつるばかりとて、こなたに渡り給へば、中納言抱き奉り給うて、大將殿いたゞかせ聞え給ふ、

〔四五五〕 濱松中納言物語 卷の二

今は唯このあまのたまやを、ねぬよの住處と思しはてつ、晦日がたに姫君三になり給ひければ、御袴著に寢殿にうつし奉り給ひにし、面に佛を居ゑ奉り給ひて、その御かざり、目も耀くばかりしつくし給ひつ、中に御居所は北南をして、薄色の織物の御几帳、おなじ織物の御几帳立て渡して、いみじう清らにしつらひつ、東面に姫君の御方は、殊更小さき御調度どもにて、雛遊びのやうにしつらひて、御乳母二人ばかり、なべてならず思ひかしづき聞え給ふさまのこちたきを、大將も上も嬉しと思して、姫君の猶あるまじき住居と、ふかくおぼし入りたるを、いといみじうむつがり諫め聞

え給ふを、我が御心がら、はかなうもつらうもあらぬ世を、心より外に歎か
しう、涙こぼれて思しつゝも、今は如何し給はむ、かくこそはありつきもて
なし給へと、誠に亂れがはしう、憎からぬ御氣色見奉り給ふまゝに任せて
渡り給ふ、

〔四五六〕宇津保物語
藤原の君

かくていづれともなく清らにおはしましける中に、あて宮は、御年十二と
申しける二月に、御裳奉る程もなくおとなになり出で給ふ、

〔四五七〕榮華物語
かきやく藤登

大殿藤原道長の姫君彰子十二にならせ給へば、年の内に御裳着有りて、やがて内
に参らせ給はむと急がせ給ふ、

〔四五八〕源氏物語
宿木

十四になり給ふ年、御裳著せ奉り給はむとて、春より打始めて、他事なく思
し急ぎて、何事もなべてならぬ様にと思し設く、古より傳はりたりける寶
物ども、この折にこそはと搜し出でつゝ、いみじく營み給ふに、女御夏頃物
怪に煩ひ給ひて、いと果敢なく亡せ給ひぬ、

〔四五九〕源氏物語
若紫

御容貌は、さし離れて見しよりも、いみじう清らにて、懐かしう打語らひつ
ゝ、をかしき繪、遊物ども取りに遣はして見せ奉り、御心につくべき事ども
をし給ふ、

〔四六〇〕源氏物語
若紫

君は御衣に纏はれて臥し給へるを、せめて起して、源、斯う心憂くなおはせ

そ、漫なる人は、斯うはありなむや、女は心柔かなるなむよきなど、今より教へ聞え給ふ、

〔四六一〕源氏物語

紫の上も、姫君石姫の御詠へに託けて、物語は捨て難く思したり、狛野の物語の繪にてあるを、紫いとよく畫きたる繪かなとて御覽ず、小さき女君の、何心も無くて晝寝し給へる所を、昔の有様思し出でて、女君は見給ふ、源、斯かる童どちだに、如何に戯れたりけむ、まるこそ猶例にしつべく、心長閑けさは人に似ざりけれと聞え出で給へり、げに類多からぬ事どもは、好み集め給へりけむかし、源、姫君の御前にて、この世馴れたる物語など、な讀み聞かせ給ひそ、密心みせかこころつきたるものの女などは、をかしにはあらねど、斯かる事世にはありけりと、見馴れ給はむぞゆゑ、しきやと宣ふも、こよなしと、對の御方聞き給はば、心置き給ひつべくなむ、上、紫、心淺げなる人まねどもは、見

るにも傍痛くこそ、空穗の藤原の君の女こそ、いと重りかに、はかしく、しき人にて、過ち無かめれど、すぐよかに言ひ出でたる仕業も、女しき所なかめるぞ、一様ひとごとなめると宣へば、源、現の人も然ぞあるべかめる、人々しく立てたる趣異にて、善き程に構へぬや、由なからぬ親の心留めて生ふし立てたる人の、兒めかしきを、いつける徴にて、後れたる事多かるは、何わざをして傳つたきしぞと、親の仕業さへ思ひ遣らるゝこそいとほしけれ、げに然言へど、その人の氣はひよと見えたるは、甲斐あり、面だたしかし、詞の限り眩く褒め置きたるに、し出でたる業、言ひ出でたることの中に、げにと見え聞ゆる事なき、いと見劣りする業なり、すべて、よからぬ人に、いかで人褒めさせじなど、唯この姫君の點つかれ給ふまじくと、萬づに思し宣ふ、繼母の腹穢き昔物語も多かるを、心見えに心づきなしと思せば、いみじく擇りつゝ、なむ、書き整へさせ、繪などにも畫かせ給ひける、

〔四六一〕源氏物語
胡蝶

右近を召し出でて、源斯様に音づれ聞えむ人をば、人選して答へなどはせさせよ、すきずきしう戯れがましき、今様の事の、便ない事し出でなどする、男の咎にしもあらぬ事なり、我にて思ひ知るに、あな情な、怨めしうもと、その折にこそ無心なるにや、若しは目覺しかるべき際は、けやけうなども覺えけれ、態と深からで、花蝶につけたる便り言は、心妬うもてないたる、なか／＼心だつやうもあり、又さて忘れぬるは、何の咎かはあらむ、物の便りばかりの等閑言に、口疾う心得たるも、然らでありぬべかりける、後の難とありぬべきわざなり、すべて女の物慎みせず、心のまゝに、物の哀れも知り顔作り、をかしき事をも見知らむなむ、その積り味氣なかるべきを、宮、大將は、おほなく／＼等閑言を打出で給ふべきにもあらず、又餘り物の程知らぬやうならむも、御有様に違ひり、その際より下は、志の趣に隨ひてなむ、哀れをも分き給へ、勞をも數へ給へなど聞え給へば、君は打背きておはする、側目

いとをかしげなり、

〔四六三〕源氏物語
常夏

とかく思しめぐらすまゝに、ゆくりもなく、輕らかに這ひ渡り給へり、少將も御供に参り給ふ、姫君は晝寢し給へる程なり、羅の單衣を著給ひて臥し給へる様、暑かはしくは見え、いとらうたげに小やかなり、透き給へる肌つきも、いと美し、をかしげなる手つきして、扇を持給へりけるながら、肱を枕にて、打遣られたる御髪の程、いと長くこちたくはあらねど、いとをかしき末つきなり、人々も物の後に寄り臥しつゝ、打休みたれば、ふとも驚い給はず、扇を鳴らし給へれば、何心もなく見上げ給へるまみ、らうたげにて、面つきの赤めるも、親の御目にはいと美しうのみ見ゆ、頭中、轉寢は諫め聞ゆるものを、などか、いと物果敢なき様にては、大殿籠りける、人々も近く侍はで、怪しや、女は、身を常に心遣ひして守りたらむなむ宜かるべき、心安く打

捨てたる様にもてなしたるは、品なき業なり、然りとて、いと賢しく身固めて、不動の陀羅尼讀み、印作りて居たらむも憎し、現の人にも餘り氣遠く、物隔てがましきなど、氣高きやうとても、人にくく心美しうはあらぬ業なり、太政大臣の、后がねの姫君習はし給ふなる教へは、萬づの事に通はしなだらめて、かどくしき故も附けじ、たどくしくおぼめく事もあらせじと、緩かにこそ掟て給ふなれ、實にさもある事なれど、人として、心にも、する業にも、立てて靡く方は方とあるものなれば、生ひ出で給ふ様あらむかし、この君の人となり、宮仕に出し立て給はむ世の氣色こそ、いとゆかしけれ、など宣ひて、頭中、思ふやうに見奉らむと思ひし筋は、難きやうになりたる御身なれど、いかで人笑はれならずしなし奉らむとなむ、人の上のさまごまなるを聞く毎に、思ひ亂れ侍り、試み事に懇がらむ人の願事に、な暫し靡き給ひそ、思ふ様侍りなど、いとらうたしと思ひつゝ、聞え給ふ、昔は何事を、深う思ひ知らで、なかく、さし當りていとほしかりし事の驥にも、面無

くて見え奉りけるよと、今ぞ思ひ出づるも、胸塞がりて、いみじう恥かしき大宮よりも、常に覺束なき事を恨み聞え給へど、斯く宣ふが愼ましうて、え渡り見え奉り給はず、

四六四 源氏物語 常夏

頭中、げに、身に近う使ふ人もをさく、無きに、然様にても見馴らし奉らむと、かねては思ひしかど、え然しもあるまじき業なりけり、なべての仕う奉り人こそ、とあるも斯かるも、自ら立ち交らひて、人の耳をも目をも、必ずしも留めぬものなめれば、心安かるべかめれ、それだに、その人の女、かの人の子など知らるゝ際になれば、親兄弟の面伏なる類多かめり、ましてと宣ひさしつる、御氣色の恥かしきも見知らず、近江、何かそは、ことくしく思ひ給へて交らひ侍らばこそ所狭からめ、御大壺取にも、仕う奉りなむと聞え給へば、え念じ給はで、打笑ひ給ひて、頭中、似つかはしからぬ役ななり、斯く

邂逅に遇へる親に、孝ぜむの心あらば、この物宣ふ聲を、少し和めて聞かせ給へ、然らば命も延びなむかし」と、痴めい給へる大臣にて、微笑みて宣ふ、近江舌の本性にこそは侍らめ、幼く侍りし時だに、故母の常に苦しがり教へ侍りし、妙法寺の別當大徳の、産屋に侍りける、肖物となむ嘆き侍りたうびし、げに、いかでこの舌疾さ、歎め侍らむと思ひ、騒ぎたるも、いと孝の心深く哀れなりと見給ふ、

〔四六五〕住吉物語

歸り給ひても、姫君のおぼし嘆きつる佛のみ心にかゝりて、こと姫達ひと所に住ませまほしくおぼしながらも、昔も今も誠ならぬ親子の仲は、とて年月重なるまゝに、光さしそふ心地させ給ひければ、乳母、あはれ、この御氣色を故宮に見せ奉らで、と御髪うちなでて、泣くより外のことなかりけ

〔四六六〕源氏物語
紅葉賀

少納言、今年だに少し大人びさせ給へ、十に餘りぬる人は、難遊びは忌み侍るものを、斯く御夫など儲け奉り給ひては、あるべかしうしめやかにてこそ、見え奉らせ給はめ、御髪參る程をだに、物憂くせさせ給ふなど少納言聞ゆ、

〔四六七〕源氏物語
末摘花

辛うじて明けぬる氣色なれば、格子手づから上げ給ひて、前の前裁の雪を見給ふ、踏み開けたる跡も無く、遙々と荒れ渡りて、いみじう寂しげなるに、振り出でて行かむ事もあはれにて、源をかしき程の空も見給へ、盡きせぬ御心の隔てこそわりなけれと、恨み聞え給ふ、まだ仄暗けれど、雪の光に、いと清らに若う見え給ふを、老人ども笑み榮えて見奉る、老女は、や出でさせ給へ、味氣無し、心美しきこそなど教へ聞ゆれば、流石に、人の聞ゆる事を得辭び給はぬ御心にて、とかう引き繕ひて、膝行出で給へり、見ぬ様にて、外

の方を眺め給へれど、後日はたゞならず、如何にぞ、打解け勝りの聊かもあらば嬉しからむと思すも、強ちなる御心なりや、

〔四六八〕古今著聞集 卷第三

正朔の節會より除夜の追儺にいたるまで、公事の禮一にあらず、おこなひきたる儀まぢく、にわかれたり、凡恒例臨時の大小事、西宮記、北山抄をもて其龜鏡に備へたり、小野宮、九條殿の兩流、口傳故實そのかはりめおほく侍るとかや、有職の家に習ひ傳へて今は絶る事なし、いみじき事なり、

〔註〕「公事第四」の章「年中行事」の條

〔四六九〕本朝文粹 卷第六

匡衡歷文章生、文章得業生、對策及第、歷檢非違使、彈正少弼、拜除當職、敍位勞十箇年、博士勞五箇年、以儒學爲業、以風月爲資、貧而樂道、

〔註〕大江匡衡「請特蒙鴻慈、因准先例、兼任辨官、左右衛門權佐、大學頭等、申他官替狀」の條

〔四七〇〕帝王編年記 卷第十七

安倍晴明是時人也、掌天文曆數事、昔者一家兼兩道、而賀茂保憲以曆道傳其子光榮、以天文道傳弟子晴明、自此已後、兩道相分、

〔註〕一條天皇、永延元年の條

〔四七一〕續日本後紀 卷第六

右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主、越中介從五位下同姓高世等、賜姓興世朝臣、始祖塩乘津、大倭人也、後順國命、往居三己汶地、其地遂隸百濟、塩乘津八世孫、達率吉大尙、其弟少尙等、有懷土心、相尋來朝、世傳醫術、兼通文藝、子孫家奈良京田村里、仍賜姓吉田連、

〔註〕仁明天皇紀、承和四年六月二十八日の條

〔四七二〕第十訓抄

南都に舞の師あざなやまとのはかせ和博士晴遠といふ者ありけり、重代にて還城樂げんじやうらを舞に、君につかうまつりけるほどに、此舞いまだ人に教ざりける前に、病付て失にけり、土用の比なりければ、彼棺を柞森の本にをけりける、さて二三日有て、其前を木こり過けるに物のうめく音のしければ、あやしく思て彼葬家に告ければ、妻子親類行て見るに、いきかへりたりければ、家に具して來て、漸にたすけあつかひける程に、次第に人ごち出來にけり、語て云、吾炎魔王宮に參て罪定られし時、一人の冥官申やう、日本の舞の師晴遠、いまだ還城樂を傳えぬさきに、其身を召れたり、今度は召遣して舞を傳えしめさせて召ればよろしからんと申、そのとき各議して、實にしかるべし、且今度の常樂會の舞仕れとて、返さるゝと思ひつる程に生出たる也と語る、したしき者ども悦て、あさましくあらたなる事といひけり、そのち此舞を弟子に傳え終て又失にけり、弟子をば上府生季高とぞいひける、此晴遠が先

祖の舞人の家に、還城樂の面あまくだれり、ふりおもてと名付て重代是を傳えたりけるが、今は南都の寶物にて有と聞ゆ、彼王宮にも此道を重くせらるゝ事ありがたし、

〔註〕「舞師晴遠蘇生傳還城樂事」の條

〔四七三〕平家物語
卷第十一

右近將監せき小家能方別勅を承はて家に傳れる弓立ゆみたち宮人といふ神樂の秘曲を仕て勸賞蒙りけるこそ目出たけれ、此歌は、祖父八條判官資忠と云し、伶人の外は知れる者なし、餘り秘して子の親方には教へずして堀川天皇御在位の時傳へ參て死去したりしを、君親方に教へさせ給ひけり、道を失はじと思食す御志感涙抑へがたし、

〔註〕「鏡」の條

源義光は豊原時元が弟子也、時秋いまだおさなかりける時、時元はうせに
ければ、大食調入調曲をば時秋にはさづけず、義光には慥にをしへたりけ
り、陸奥守義家朝臣永保年中に武衛家衡等をせめける時、義光は京に候て
かの合戦の事をつたへき、けり、いとまを申て下らんとしけるを、御ゆる
しなかりければ、兵衛尉を辭し申て、陣につる袋をかけて馳下りけり、近江
國鏡の宿につく日、花田のひとへかり衣にあをばかまきて、引入烏帽子し
たる男をくれじと馳きたるあり、あやしう思ひて見れば、豊原時秋也けり、
あれはいかに何しに來りたるぞと問ければ、とかくの事はいはず、只御供
仕べしとばかりぞといひける、義光此度の下向物さはがしき事侍て馳下
る也、伴ひ給はん事尤本意なれども、此たびにおきてはしかるべからずと、
しきりにとゞむるを聞ず、しめてしたがひ給ひけり、力及ばでもろともに
下りて、つゝに足柄の山まできにけり、かの山にて義光馬をひかへていは

く、とゞめ申せども用ひ給はで、これまで伴ひ給へる事其心ざしあさから
ず、さりながらこの山にはさだめて關もきびしくて、たやすくとをす事も
あらし、義光は所職を辭し申て都を出しより、命をなき物になして罷りむ
かへば、いかに關きびしくとも憚るまじ、かけ破りて罷り通るべし、それ
は其用なし、すみやかにこれより歸り給へといふを、時秋なを承引せず、又
いふこともなし、其時義光、時秋が思ふ所をさととりて、閑所にうちよりて馬
よりおりぬ、人を遠くのけて、柴を切はらひて、楯二枚をしきて、一枚には我
身座し、一枚には時秋をすへけり、うつぼより一帯の文書を取て時秋に
見せけり、父時元が自筆にかきたる大食調入調曲譜、又、笙はありやと時秋
に問ひければ、候とて、ふところより取出したりける、用意の程まづいみじ
くぞ侍りける、その時、これまでしたひ來れる心ざし、定めて此れうにてぞ
侍らんとて、則入調曲を授けてけり、義光はかゝる大事によりてくだれば、
身の安否しりがたし、万が一安穩ならば都の見參を期すべし、貴殿は豊原

數代の樂工、朝家要須の仁也、我に心ざしをおぼさば、すみやかに歸洛して道を全ふせらるべしと再三いひければ、理に折れてそのほりける。

(註)「管絃歌舞第七」の章「源義光授筆秘曲于豐原時秋事」の條

〔四七五〕古今著聞集
卷第十五

白河院の御時、時資をめて御寵童二郎丸に貴徳、納蘇利等の祕事をさづくべきよし勅定有けるに、時資再三辭し申てをしへず、かやうの童部わらはこは當時こそ候へ、成人の後はわが業にあらねばこれを祕すべからず、世のため道のため陵遲の基にて候とて、つゝにさづけず、これによりて天氣心よからずなりにけり、そのち則季をめて青海波等の左の舞の祕事どもを傳ふべきよし仰られければ、勅に應じてことごとくさづけてけり、これによりて則季ほくめんゆるされて左兵衛尉に任せられにけり、その後二郎丸が寵さがりてやうく退けられにければ、伯耆國におちくだりて有け

り、さる間に青海波の祕事せうくちらしけるとかや、院そのよしを聞きめて、時資が先年の言葉むなしからず相かなひて侍りとぞ仰せごとありける、そのち八幡別當頼清が寵童小院基政也、石壽清芳也をのくに舞を習はせけり、小院をば光季につけて陵王をならはせければ、一事のこさずことごとくつたへたるよし、起請をかきて渡しけり、石壽をば助忠につけて納蘇利をつたへけり、手にをきてはこれをのこさず、口傳はひかへたるよし申て起請文に及ばず、頼清ふかくうらみて院に申ければ、勅定に、この事力及ばざる事也、はやく二郎丸が青海波に事切にき、如此に祕すればこそ道はみちにてあれとぞ仰られける、誠に何のいみじき事とてもあさしくくちりぬれば念なかりぬべし、又かたく祕するもつみふかし、とにもかくにも諸道の宿執よしなき事にや

(註)「宿執第廿三」の章「舞祕事傳不事」の條

〔四七六〕保元物語 卷下

師長は大物といふ所にとまり給ふに、源惟守と云者、此程琵琶をならひ奉て、常にまゐりけるが、最後の御送りとして是まで参て、夜もすがら祕曲をしらべ、いづくの浦までも参るべく候へども、武士ゆるし侍らねばまかりかへり候、御名残をしく候と申せば、汝情ありて、是まで來る事こそ有がたけれ」とて、青海波の祕曲をさづけ給ひて、其譜の奥にかうこそあそばされけれ、

をしへおく其言の葉をわするなよ身はあをうみの浪にしづむと

惟守袖をひろげて、これを給はりつゝ、涙にむせびて立にけり、

〔註〕「左府の君達并に謀叛人各遠流の事」の條

〔四七七〕古今著聞集 卷第六

樂所預小監物源賴能は上古に恥ざる數寄の者也、玉手信近に順て横笛を

習ひけり、信近は南京にあり、賴能その道の遠きをいとはず、或は隔日にむかひ、或は二三日をへだて、ゆく、信近ある時にはをしへ、ある時には教へずして、遠路を空しく歸る折も有けり、或時は信近菰田にありてその虫をはらひければ、賴能も隨ひて朝よりゆふべにいたるまでもろ共にはらひけり、扱かへらんとする時たま〜一曲を授けり、ある時は又豆を苺所にいたりて又これをかき、苺をはりて後鎌の柄をもて笛にして教へけり、かくしてそのわざをなせる者也、更に下問をはぢず、貴賤を論ぜず訪學しけり、天人樂をば八幡宮寺の橋上にて大童子に習ひたるとぞいひつたへたる、

〔註〕「管絃歌舞第七」の章「源賴能横笛數寄者事」の條

〔四七八〕今鏡 第六

宗俊の大納言、御母は宇治大納言隆國の女なり、管絃の道すぐれて坐しけ

る、時光といふ笙の笛ふきに習ひ給ひけるに、大食調の入調を、いま〜とて、年歴て教へ申さざりける程に、雨かぎりなくふりて、くらやみしげかりける夜いできて、今宵かのも教へ奉らむと申しければ、歡びて、とくこのたまひけるを、殿の内にては、おのづから聞く人もはべらむ、大極殿へわたらせ給へ、といひければ、さらに牛など取り寄せておはしけるに、御供には、人侍らでありなむ、時光ひとり、とて、養笠きてなむ有りける、大極殿に坐したるに、猶おぼつかなく侍り、とて、續松とりて、更に火ともして見ければ、柱に養きたる者の立ちそひたる有りけり、彼は誰ぞ、と問ひければ、武能となりのりければ、さればこそとて、その夜は、教へ申さで歸りにけりと申す人もありき、略中の武能も、其の道の上手なりけるに、誰にかおはしけむ、一の人の、誰に習ひたるぞ、と問はせたまひければ、道のものにもあらぬ法師とか、能く習ひたるものありけるになむ、傳へてはべる、など申しければ、なほ時光が弟子になるべきなり、と仰せうけたまはりて、名簿かきて、かれが家に

いたりて、それがしまゐりたりといはせければ、挑みて、年ごろかやうにも見えぬものとして、驚きて呼びいれければ、時光は放出に、笛つくるひて居たりけるに、武能庭にゐてのぼらざりければ、袖のはたをひきて、のぼせていかにと問ひければ、殿の仰せにて、御弟子に参りたるなり、といへば、いと心ゆきて、何をか習ひ給ふべき、といふに、大食調の入調なむ、まだ知らぬものにて、うけたまはらむと、思ひたまふる、といふに、けしきかはりて、太郎子に侍りける公里が前なりけるを、此のわらはに教へ侍りてのちにこそ、こと人には授け奉らめ、これは忽におぼしよるまじき事、と云ひければ、この君傳へられむこと、忽の事にあらじ、とて、名簿とりかへして、歸り出でて、年経ける後、心ふかくうかゞひて、聞かむとするなりけり、昔の物の師は、かくなむ心ふかくて、たはやすくも授けざりける、

(註) 「ふちなみの下」の章「繪合の歌」の條、この話は「古事談」には武能を武吉として第六の「時光授筆於武吉事」の條に收められてゐる。

〔四七九〕平治物語
卷上

其比、少納言入道信西といふ者あり、山井の三位永頼卿八代後胤、越後守季綱が孫、鳥羽院の御宇、進士藏人實兼が子也、儒胤をうけて儒業をつたへずといへども、諸道を兼學して諸事にくからず、九流百家にいたる、當世無双の宏才博覽也、

〔註〕「信頼信西不快の事」の條

〔四八〇〕平治物語
卷上

彼信西と申は、南家の博士長門守高階の經俊が猶子也、大業もとげず、儒官にも入られず、重代にあらざるなりとて、辨官にもならず、日向守通憲とて、何となく御前にてめしつかはれけるが、出家しける故は、御所へまゐらんとて鬢をかきけるに、鬢水に面像をみれば、寸の首劔の前にかゝて、むなしくなるといふ面相あり、大におどろき思ひける比、宿願あるによて、熊野へ

まゐりけり、

〔註〕「信西出家の由來并に南都落の事附たり最後の事」の條

〔四八一〕續古事談
第五

元正ト云シ樂人ハ、横笛ノ上手也、ソレガ童ニテ八幡ニアリケルヲ、イミジキ天性ナルニヨリテ、八幡別當頼清樂人正清ヲヨビテ、笛ヲシフベキヨシイヒケレバ、子ニテシフベシトテキカザリケレバ、奈良ノ樂人惟季ヲヨビテ、此童ニ笛ヲシヘヨトイヒケレバ、我子孫ナシ、心ニ入テナラハ、秘スベカラズトテヲシヘケリ、

〔註〕「諸道」の條

〔四八二〕宇治拾遺物語
卷第十四

いまはむかし、海雲比丘道を行給に、十餘歳ばかりなる童子道に逢ぬ、比丘

童に問ていはく、何のれうの童ぞとの給ふ、童こたへていはく、たゞ道まか
 るものにて候といふ、比丘云、汝は法花經はよみたりやと、へば、童のいは
 く、法花經と申らん物こそいまだ名をだにもき、候はねと申、比丘またい
 はく、さらば我房にぐして行て法花經をしへんとの給へば、童仰にしたが
 ふべしと申て、比丘の御供に行、五臺山の房に行つきて法花經をしへ給
 經をならふほどに、小僧常にきたりて物がたりを申、略中さる程に童は法花
 經を一部よみ終にけり、其時比丘の給はく、汝法花經をよみはてぬ、今は法
 師になりて受戒すべしとて法師になされぬ、

(註) 「海雲比丘弟子童の事」の條

(四八三) 令義解 卷第二

凡僧聽近親謂三等以上、餘稱近親、皆准此也郷里謂本貫也、取信心童子謂未成人、供侍スルコトヲ、至年十七各還謂未成人、本色其尼、取婦女情願者謂不限年之長幼、但取於近親郷里、

(註) 「僧尼令」第六條 ○供侍 信心の童子をして僧の身の廻りの世話をさせること、この條は僧尼の侍者に就いての規定である。即ち近藤芳樹は「戸令を按るに十六以下は不課なり、故に取て侍者とす」と注してゐる。標注令義 又「續日本紀」養老元年五月十七日の條に「依令、僧尼取年十六已下不輸庸調者、聽爲童子、而非經國郡、不得輒取、又少丁已上、不須聽之、」と見えてゐるのは、この條に據つて規定せられたものである。

(四八四) 延喜式 卷第二十一

凡諸國國分寺僧有死闕者、簡擢京諸寺僧堪爲法師者、申省、省申官補之、諸寺僧無心願者、擇百姓年十六已上者、新度補之、但寺別令有壯年者五人、若見僧心願之内、壯年滿此數、不聽更新度、其尼者、講師與國司簡定申官度之、

(註) 「玄蕃寮」中「壯年」の條

(四八五) 山家學生式

凡天台宗得業學生、數定二十二人者、六年爲期、一年闕二人、即可補二人、其試

得業者、天台宗學衆、俱集會學堂、試法華、金光明、二部經訓、若得其第、具注籍名、試業之日、申送官、若六年成業、預試業例、若不成業、不預試業例、若有退闕、具注退者名、并應補者名、申替官、

凡得業學生等、衣食各須私物、若心才如法、骨法成就、但衣食不具、施此院狀、行檀九方、充行其人、

凡得業學生、心性違法、衆制不順、申送官、依式取替、

凡此宗得業者、得度年、即令受大戒、受大戒、竟一十二年、不出山門、令勤修學、初六年聞慧爲正、思修爲傍、一日之中、二分內學、一分外學、長講爲行、法施爲業、後六年思修爲正、聞慧爲傍、止觀業、具令修習四種三昧、遮那業、具令修習三部念誦、

(註) 弘仁九年八月二十七日、勅、兼天台宗年分學生式の第一條乃至第四條

(四八六) 山家學生式

凡有他宗年分之外、得度受具者、自進欲住山十二年、修學兩業者、具注本寺并師主名、明取山院狀、須安置官司、固經一十二年、竟準此宗年分者、例賜法師位、若闕式法、退卻本寺、

凡住山學生、固經一十二年、依式修學、慰賜大法師位、若雖其業不具、固不出山室、經一十二年、慰賜法師位、若此宗者、不順宗式、不住山院、或雖住山、屢煩衆法、年數不足、永貫除官司、天台宗名、本寺退卻、

(註) 弘仁九年八月二十七日、勅、兼天台宗年分學生式の第六條、第七條

(四八七) 類聚三代格 卷第二

今須傳法阿闍梨與附法證師三人、於東寺、不論前後、同共二月以前、試畢文義、通五以上者、以爲及第、即具狀申官、依例下符、其分配宗業、習讀經論、一同承和、二年正月廿三日符、但前三人者、改先定日、先帝國忌御齋三月廿一日、於金剛峯寺度之、後三人者、每年四月三日、於神護寺度之、受戒之後、各住兩寺、六年之

後聽出山焉、自今以後立爲恒例、

(註) 仁壽三年四月十七日の太政官符「應試眞言宗年分度者學業并定得度日處事」の條

〔四八八〕類聚國史 卷第七十七

勅緣皇太后御願、安祥寺年分度三人外、寄住寺中七大寺僧、毎年一人請用維摩最勝兩會聽衆、一人預豎義、但年分度者、居山七年預豎義、十三年預聽衆、

(註) 「佛道部四、維摩最勝聽衆」の條、清和天皇、貞觀三年四月十六日の條

〔四八九〕類聚三代格 卷第二

右得彼寺牒稱、檢案內、寺家依去元慶元年十二月九日官符、令毗盧遮那金剛頂兩業度者、於五大尊前、每日念讀不動眞言、止觀業度者轉讀仁王般若、爰寺家亦從去寬平元年加法花金光明等經、令惣讀三部經、從爾以來、件三人年分者等試度、初年如法勤修奉誓護國家、一歲之後移次年人、留住遊行左右隨心、

昨日出乎凡鄙之鄉、今日入於眞如之界、度脫未幾、自由是速、擬之道理、事不可然、謹檢諸寺例、延曆寺十二年、海印寺亦十二年、安祥寺七年、金剛峯寺六年、得度之後、不許出寺、各因教法、鎮護國家、彼寔報國救世之道也、今此寺從去仁和二年以降、所修法花三昧阿彌陀三昧等、故僧正法印大和尚位遍照、爲國土豐樂法界利益、起大弘願、所始行也、卽製花山元慶寺式云、兩寺各用六箇之僧、當十二時輪轉遞修、所用之僧入局之後、出入舉動、寺置四至、不許他行、不指年限、專用心願常住之人、無採往來不定之客者、望請准金剛峯寺例、今年分者、六箇年間住、寺兼修件三昧法、然則知恩之恩、無有懈怠、護戒之心、自致堅固、須緣庄嚴御願之勤、重得支持宿誓之便者、左大臣源宣奉勅依請、

(註) 寬平四年七月二十五日の太政官符「應令元慶寺度者受戒後六年住寺兼修法花阿彌陀等三昧事」の條

〔四九〇〕慈慧大師二十六條式

六年成業久不奉行、難可復舊、中略仍一兩年間、非器學生已以返却、

(註) 「應年分度學生殊擇三法器事」の條

(四九一) 東大寺要錄
卷第五

方今聖皇○聖武天皇建立伽藍集其學徒傾捨戶邑宛其供料所以學侶修習無棄寸陰僧衆集住不倦寒暑三面僧坊諸宗並窓小乘大乘鑽仰既舊四方禪院衆彥連樞半字滿字翫味彌新花嚴三論各談五教八不之理天台法相手演四教三時之義眞言戒律能修三密五篇之行成實俱舍妙弘三藏四舍之教紹隆之業於茲盛矣寺家之務其爲事了、

(註) 「諸宗事」の條

(四九二) 三國佛法傳通錄起
卷中

大日本國習學俱舍普通諸寺各立義門附法相宗研覈此論元興寺護命明全等乃其人也護命僧正傳新羅智平法師義建立有爲法體不生滅義餘先德等

多是有爲法體生滅義也東大寺自昔已來習學俱舍寺內所置八宗兼學雖俱舍宗附法相宗而滿寺皆學諸宗學者皆學俱舍中古已來華嚴三論兩宗學者各時詞鋒互諍蘭菊兩宗學者自昔已來達有宗義善俱舍宗以東大寺爲俱舍本處自昔學者鑽仰功多、

(註) 「俱舍宗」の條

(四九三) 三國佛法傳通錄起
卷中

法相宗雖興福寺根本所學而諸寺多學無不弘敷○中東大寺本願良辨僧正者雖建東大寺專弘華嚴宗而元隨義淵僧正學法相宗故東大寺兼弘法相良辨弟子或有華嚴法相兼學○中法隆寺中古已來習學法相于今甚昌藥師寺習學法相於今彌昌興福寺者自昔已來乃至後代專學法相學侶繁昌論難彌昌學侶不知數鑽仰不限年智海濬濬義峯峙峙欲陳述其相承次第橫豎支流難率學盡○中應和已後被置權官維摩大會行在興福遂業遂講非唯專寺他寺他宗

亦遂洪業、

(註)「法相宗」の條

〔四九四〕弘法大師御遺告

夫以眞言之道密教之理、同入性故入阿字義也、然而案万物意皆在内外、然則以密爲內、以顯爲外、必可兼學、因茲輕本宗、勿重末學、宜知吾心兼學而已、但人任器不堪、兼者將任本業、精進修行、具由在別、青龍寺例專此而已、依彼示之、亦宗分講讀定額中、非要望以智行人簡定、

(註)「末代弟子等可令兼學三論法相」緣起第十二の條

〔四九五〕日本三代實錄 卷第二

八宗之教、須皆修習、應病與藥、然而人命有限、法門無盡、仍人々分學、不責該通、而淺薄之輩、膚受之流、各迷所見、誣所不見、遂使一味之水、忽異波瀾、同床之子

還成矛盾、論之正教、良所不容、今之所度、有異於此、夫眞言教門、諸法之肝心、如來之秘要、凡在佛子、必可修習、仍課度者、以爲自宗、自餘七宗、皆爲兼學、度者必須並學、一宗立此兼濟之道、示彼不別之心、仍試度之後、使籠寺家、七年之際、不聽出山、晝則講所兼之經論、夜則念所宗之經呪、又令此度者、每年相次、夏中三月、講演法華最勝仁王等經、其講師者、寺家簡定、牒僧綱所、將令充行、但法華最勝、年々相替、令講一部、至仁王經、每年加講、住山限滿、當行利他、須准新藥、弘福法隆、崇福等寺之例、預維摩會最勝會豎義之列、

(註) 清和天皇紀、貞觀元年四月十八日の條

〔四九六〕類聚三代格 卷第三

右得權僧正法印大和尚位遍照牒稱、依太政官今年三月廿一日符旨、應令此寺年分僧經階業、補任年中所闕講讀師、既畢、事須依官符以舉申之、而案齊衡二年八月廿三日格、太政官去延曆廿四年十二月廿五日符稱、右大臣^神宣奉

勅簡年四十五以上心行已定始終不易者補講讀師者、如今當寺年分僧等、年
 藹淺少未合格意、爰件僧等或任用三綱日夕奔波、或久住伽藍傳燈無倦、望請
 以件等僧令經階業、一如去三月廿一日試年分之符、縱雖年藹已滿而未受菩
 薩大戒者、須先令受天台大乘戒而後經階業、但不遷本寺、又年分僧等待年藹
 滿相次舉用、夫諸宗僧等受戒之後配入七大寺兼學三乘教、此寺年分僧獨未
 有本寺、冀隨其意樂、入延曆寺及七大寺以兼學諸宗、

(註) 仁和元年五月二十三日の太政官符、應以元慶寺有勞三綱并久住僧等預階業補年闕講讀師事の條

(四九七) 類聚三代格 卷第二

自今以後、眞言宗僧五十人令住東寺、若僧有闕者、以受學一尊法有次第功業
 僧補之、道是密教、莫令他宗僧雜住者、伏望三綱之外、鎮知事等、一切省除、其三
 綱者、擇五十僧內充用者、

(註) 承和元年十二月二十四日の太政官符、應以眞言宗五十僧內充東寺三綱事の條

(四九八) 續日本後紀 卷第十四

勅曰、在唐天台請益僧圓仁、留學僧圓載等、久遊絕域、應乏旅資、宜附圓載、從
 僧仁好還次、賜各黃金二百小兩者、所司准勅、分付如前云々、

(註) 仁明天皇紀、承和十一年七月二日の條

(四九九) 延喜式 卷第二十一

凡十五大寺安居者、寺別請講師讀師、及法用僧三口、呪願散花、唱各一口、并定座沙彌一口、
 講讀師沙彌各一口、其法用以上者、僧綱簡點、但講師者、寮允以上相共簡定、普
 請諸宗、三月下旬牒送治部申官、四月上旬請之、並起四月十五日盡七月十五
 日、分經講說、東大寺法花最勝仁王般若經各一部、理趣般若金剛般若經各一
 卷、興福元興大安藥師西大法隆新藥師本元興招提西寺四天王崇福等十二
 寺、法華最勝仁王般若經各一部、弘福寺法華最勝維摩仁王般若經各一部、東
 寺法華最勝仁王般若守護國界主經各一部、

(註) 「玄蕃寮」中「安居」の條

〔五〇〇〕類聚三代格
卷第二

右被_二右大臣_王^{○神}宣稱奉勅上件諸宗各有所趣欲興佛教廢一不可如聞三輪法相彼此角爭阿黨朋肩欲專己宗更相抑屈恐有所絕自今以後件等之會宜均請諸宗勿聽偏阿周知諸寺分業競學

(註) 延曆二十一年一月十三日の太政官符應正月御齋會及維摩等會均請「六宗學僧」事の條

〔五〇一〕藤原家傳
上

大臣性崇_三寶欽尙四弘每年十月莊嚴法筵仰維摩之景行說不二之妙理亦割取家財入元興寺儲置五宗學問之分由是賢僧不絕聖道稍隆

〔五〇二〕日本三代實錄
卷第廿七

少僧都法眼和尚位道昌卒^{○中}天安三年爲興福寺維摩會講師貞觀元年爲大極殿御齋會藥師寺最勝會講師三會議師僧中大業畢矣

(註) 清和天皇紀、貞觀十七年二月九日の條

〔五〇三〕東實記
第六

慈尊院興然阿闍梨記云承和十四年實惠僧都於東寺傳法會始之其料物沽却種智院得寺邊水田矣云々

(註) 「講說等條々」の中「傳法會」の條

〔五〇四〕扶桑略記
卷第廿九

行幸圓宗寺始修_二會八講_一被置天台已講講師阿闍梨賴增^{寺三井}一間法印大僧都賴真^{寺興福}有因明論議

(註) 後三條天皇、延久四年十月二十五日の條

〔五〇五〕朝野群載卷第三

延久三年三月十五日、雨降、此會式日也。俗徒漸入門、僧侶進迎庭、徘徊之間、
□誦讚佛乘之間、戊時入堂、依例講法華經、以澄範爲講師、以運增爲讀師、論
議決釋、一如舊口、漸及□漏、更修念佛、事畢、僧侶示題目云、常說清淨法、五百弟子、授記品之一偈也、各以探韻、以江秀才爲序者、此間依例聯句朗詠、中動之情、猶苦外形之詞、漸成、亥時講詩、以式部藤大夫爲講師、以大學頭爲讀師、披錦之文、在眼粲然、講詩之後、定來會事、以掃部頭爲行事、以藤大夫爲勸誘、卽以定文、依例白堂、範綱久傳結衆之名、今加連署之列、故以不才之質、猥記勸學之趣耳、

〔註〕「勸學會之記」の條

〔五〇六〕令義解卷第二

凡僧尼、飲酒、食肉、服五辛者、謂飲酒者、不至醉亂也、食肉者、廣包含生之肉也、五辛者、謂大蒜、二曰薤蔥、三曰角葱、四曰蘭葱、五曰興落也、卅日苦使、若爲疾病藥分所須、三綱給其日限、若飲酒醉亂、及與人鬪打者、各還俗、謂若本罪徒以上、及僧尼相

鬪打者、並依下條也、

凡僧尼作音樂、及博戲者、謂樂六種、稱之類也、百日苦使、碁琴不在制限、

凡寺、僧房停婦女、尼房停男夫、謂男女、不限年之多少、但須臨時斟酌之也、經一宿以上、其所由人、謂所停僧尼、

者、自依首從律、但僧尼者、雖是爲從、猶料苦使、不合減罪也、十日苦使、五日以上、卅日苦使、十日以上、百日苦使、三綱

知而聽者、同所由人罪、

凡僧不得輒入尼寺、尼不得輒入僧寺、其有覲省師主、及死病看問、謂雖非師主、齊

戒、謂齊會也、功德、謂修善也、聽學、謂學問也、者聽、

凡僧尼不得私畜園宅財物、及輿販出息、謂畜者、菜、其尋常所須、及雜身費用、如此之類、不在禁限、然不得仍出息與販也、輿販者、賤買貴賣也、出息者、貸

物生子、凡僧尼犯此法者、其物皆沒官也、

〔註〕「僧尼令」第七條、第九條、第十一條、第十二條、第十八條

〔五〇七〕中右記

未刻參法勝寺、日者所被修之卅講結願也、

(註) 天永二年六月三日の條

〔五〇八〕根本大師臨終遺言

- 一 弘仁十三年四月、告諸弟子言、若我滅後、皆勿着俗服、
- 一 又我同法、不得飲酒、若違此者、非我同法、亦非佛弟子、早速擯出、不得令踐山家界地、若爲合藥、莫入山院、
- 一 又女人輩、不得近寺側、何況院內清淨之地乎、
- 一 又我自生以來、口無麤言、手不笞罰、今我同法、不打童子、爲我大恩、努力努力、
- 一 又我同法中、第一定階也、先受大乘戒者先坐、後受大乘戒者後坐、若會集日、一切之所、內秘菩薩行、外現聲聞像、可居沙彌之次、除爲他所讓者、
- 一 第二用心也、初入如來室、次着如來衣、終坐如來座、
- 一 第三充衣也、上品人者、路側淨衣、中品人者、東土商布、下品人者、乞索隨得衣、
- 一 第四充食也、上品人者、不求自得食、中品人者、清淨乞食、下品人者、餽施可受、

- 一 第五充房也、上品人者、小竹圓房、中品人者、方丈圓室、下品人者、三間板室、造房之料、修理之分、秋節行檀、諸國一升米、城下一文錢、
- 一 第六充臥具也、上品人者、小竹藁等、中品人者、一席一薦、下品人者、一疊一席、故巨畝之地價、非是我等分、萬餘之食封、非是我等分、僧統所檢天下伽藍、不_レ是我等房、大師釋迦、多寶分身來集之日、答文殊問、不許問訊、求聲聞者、不許_レ住_レ講堂中、不許共行一經行處、是以乞食朝來、受撮飯而供山中飢口、行檀秋節、納寸布而着雪下裸身、衣食之外、更無所望、但除出假利生者也、

〔五〇九〕弘法大師御遺告

亦案僧尼令曰、非有_レ碁琴制限者、然而竊案密教心、此家可令無此事、所以然者、若有未練僧并童子等、被放此遊、必有後代過、何況圍碁雙六一切亭止、若強好此事者、都吾非末世資、不論利利種性、蔭子蔭孫、併悉追放、一切勿得寬宥、云云

(註) 「可報進後世末世弟子祖師恩」緣起第十七の條

〔五一〇〕弘法大師御遺告

夫以女人是万性本弘氏繼門者也然而於佛弟子親厚諸惡根源嗷嗷本也是以六波羅蜜經曰不可女人親近若猶親近善法皆盡等云云然則不可入居僧房內若有要言諸家使至者立外戶速返報却之不得廻時剋具准青龍寺例云云

〔註〕「不可入」東寺僧房女人緣起第十八の條

〔五一二〕弘法大師御遺告

夫以酒是治病珍風除之寶矣然而於佛家爲大過者也是以長阿含經曰飲酒有六種過等云云智度論曰有四十五種過等云云亦梵網經所說甚深也何況祕密門徒可酒愛用哉依之所制也但青龍寺大師與并御相弟子內供奉十禪師順曉阿闍梨共語擬曰依大乘開文之法治病之人許鹽酒依之亦圓坐之次呼平不得數用若有必用從外入不瓶之器來副茶祕用云云

〔註〕「不可飲」僧房內酒緣起第十九の條

〔五一二〕續日本書紀卷第八

詔曰釋典之道教在甚深轉經唱禮先傳恒規理合遵承不須輒改比者或僧尼自出方法妄作別音遂使後生之輩積習成俗不肯變正恐汚法門從是始乎宜依漢沙門道榮學問僧勝曉等轉經唱禮餘音並停之

〔註〕元正天皇紀、養老四年十二月二十五日の條

〔五一三〕日本後紀卷第十二

令二宗學生兼讀諸經并疏法華最勝依舊爲同業華嚴涅槃各爲一業經論通熟乃以爲得雖讀諸論若不讀經者亦不得度其廣涉經論習義殊高者勿限漢音自今以後永爲恒例

〔註〕桓武天皇紀、延曆二十三年一月七日の條

〔五一四〕今續第九

第五章 教育の方法

年たけてぞ、かしらおろして、横川にのぼりて、法文ならひ給ひけるに、増賀
 ひじりの、また横川に住み給ひけるほどにて、止觀の明靜なること、前代に
 いまだ聞かずとよみ給ひける、この入道、たゞ泣きになきければ、ひじり、か
 くやは、いつしか泣くべき、とて、こぶしを握りて、打ち給ひければ、我も人も、
 事にがりて、立ちにけり、又程經て、さてもやは侍るべき、かのふみ受け奉り
 侍らむ、と申しければ、又さきの如くに泣きければ、またはしたなく、さいな
 みければ、後のことばもえ聞かで過ぐるほどに、又懲りずまに、御けしきと
 り給ひければ、又さらによみ給ふにも、同じやうにいとゞ泣きをりければ
 こそ、ひじりも涙こぼして、誠に深き御法の尊く覺ゆるにこそ、とて、あはれ
 がりて、そのふみ靜かに授け給ひけり、

(註) 「むかしがたり」の章「まことの道」の條

〔五一五〕類聚國史
 卷第四百七十九

於是天台花嚴分巒並駟、三論法相舉翅競飛、演說者衆、誦誦者寡、宜承前十二
 人外、妙法蓮華經最勝王經誦誦之人、經別一人、每年聽度、隨業各入近江國妙
 法寺并最勝寺、夫試定者、始從序品、至于竟軸、咸令誦讀、若一句半偈不分明者、
 並爲不第、縱三業中无及第者、闕如待後歲之能者、自今以後立爲恒例、

(註) 「佛道部第六、諸宗」の條、仁明天皇、承和九年十二月十七日

〔五一六〕延喜式
 卷第二十一

凡諸國國分二寺、依僧尼見數、每寺起正月八日迄十四日轉讀金光明最勝王
 經、其施物用當處正稅、

(註) 「玄蕃寮」中「豎義」の條

〔五一七〕續日本紀
 卷第廿

國別奉寫金剛般若經卅卷、安置國分僧寺廿卷、尼寺十卷、恒副金光明最勝王

經、並令轉讀焉。

(註) 孝謙天皇紀、天平寶字二年七月二十八日の條

〔五一八〕日本書紀
卷第廿五

請沙門惠隱於內裏使講無量壽經、以沙門惠資爲論議者、以沙門一千爲作聽衆、

(註) 孝德天皇紀、白雉三年四月十五日の條

〔五一九〕榮華物語
うたがひ

年ごとの五月には、やがてその月の朔日より始めて晦日まで、無量義經より始めて、普賢經に至るまで、法花經廿八品を、一日に一品を充てさせ給ひて、論義をせさせ給ふ、南北二京の僧綱、凡僧、學生數を盡したり、やむことなく大人なる僧正、あるは聽衆、二十人、講師三十人、召し集めて、法服配らせ

給ふ、論義の程などいとはし、たなげなりや、三十八の上達部、殿上人、僧ども
の聽くに、山にも奈良にも、學問にかたどれるをば、老いたる若き分かず召
し集むれば、只今は、これを公こほりわたくし私わたくしの交らひの始と思ひ、召さるゝをば面目
にし、さらぬをば口惜しきものに思ひて、學問をし、心あるは燈火を掲げて
經論を習ひ、あるは月の光に出で、法花經を讀み、あるは暗きには空に浮
べ誦じ、終日に夜もすがらに營み習ひて、參り集まりたるに、經を誦じ論義
をするに、劣り優りの程を聞き召し知り、この人々の僧だち勝負を定め、こ
の方知り給へる殿ばら、さし出で、宣ひなどして、或はうち笑ひなどし給
へる程、目出度うも恥しげにも見ゆ、

(註) 「入道殿御受戒」の條

〔五二〇〕東大寺要錄
卷第一

天平勝寶六年甲午二月四日和上初至日本、聖朝勅安置東大寺、即令行壇法、

四月五日太上天皇於盧舍那佛前請鑒真和上登壇受菩薩戒、鑒真即任少僧都、皇太后皇太子同受菩薩戒、次沙彌四百四十餘人授戒、五月一日被下戒壇院建立宣旨、七年乙未於盧舍那佛前行授戒、九月戒壇院造畢、十月儲齋會供養、同廿五日始行授戒、鑒真任大僧都、

(註)「本願章第一」中「孝謙天皇」の條

(五二二)三國佛法傳通緣起
卷下

道融禪師聖武天皇御宇天平年中良辨僧正由靈夢告請道融禪師爲說戒師、行布薩法、此即梵網菩薩說戒、即請智璟法師令講行事鈔、此即世間漸講律藏、然未行彼受具戒法、如賢璟言、鑒真和尚已前諸僧皆依瑜伽行三聚淨戒自誓作法、其從他受亦受三聚成七衆戒、

(註)「律宗」の條

(五二二)續日本紀
卷第廿八

勅畿内七道諸國、一七日間、各於國分金光明寺行吉祥天悔過之法、

(註)稱徳天皇紀、神護景雲元年一月八日の條

五二三)弘法大師御遺告

夫以件宗分度者須如初思試度東寺、然而欲不令荒山家更改奏官符欲申下金剛峯寺者也、敢厭東寺汲南嶽哉、今須東寺座主大阿闍梨耶執事欲改直之、亦簡定諸定額僧中能才童子等、於山家試度、即於東大寺戒壇受具足戒、受戒之後於山家三箇年練行、厥後各各隨師受學密教、具在先文而已、但曰座主大阿闍梨者即東寺大別當號也、門徒之間修學最初成出爲長者言也、不可求薦次、修學爲先最初成立爲長者而已、

(註)「可試度宗家年分」緣起第十六の條

〔五二四〕沙石集

三之下

唐龍興寺ノ鑒眞和尚、聖武天皇ノ御宇本朝ニ來テ、南都ノ東大寺、鎮西ノ觀世音寺、下野ノ藥師寺、三ノ戒壇ヲタテ給ヒ、毘尼ノ正法ヲヒロメ如法ノ受戒ヲ始メ行ゼシカドモ、時ウツリ儀スタレテ、中古ヨリ只名バカリ受戒トイウテ、諸國ヨリ上アツマリテ戒壇走リメグリタルバカリニテ、大小ノ戒相モ知ラズ、犯制ノ行儀モ辨ヘズ、ワヅカニ藤次ヲカゾヘ空ク供養ヲウクル僧寶ニナリハテ、持齋持律ノ人跡絶エヌル事ヲ歎キテ、故笠置ノ解脫上人、如法ノ律儀興隆ノ志深クシテ、略

〔註〕「律學者之學與行相違事」の條

〔五二五〕山密往來

慈覺大師爲傳教之瀉瓶、猶爲搜瑜伽之奧旨於異域、去承和年中入唐、同荷擔顯密歸朝之後、依經奏聞、被下官符、被授安慧、惠亮、承雲等、自爾以來脈譜相續、

自池上阿闍梨、乍血脈分四流、口傳已萬差也、所謂三昧、良、法曼院、相、穴太、行、又號弘法、智泉、也、此分世々所知人々所辨也、可謂無益之雜話歟、貴房者爲法曼院之嫡流、稟常寂院之秘蹟、秘書之相傳、明師之諮受、頗無殘所之上者、當時弘通將來有資、早可參賀者也、

〔五二六〕眞言傳授作法

取七歲好相小兒、能養能能呵責、十歲已後令入三論法相之道、而後經數年可授十八道、又能能可見、心相若雖授十八道、不可授一尊法、雖授一尊法、不可授金剛界、若其後見心相猶無懈怠、其歲成四十之時、可授金剛界、若雖授其又不可授胎藏界、若雖授其不可授護摩、若雖授其不可授許可灌頂、若雖授其不可授受明灌頂、若雖授其不可授大傳法灌頂、阿闍梨位、若雖授其位、不可授密印灌頂、若雖授其不可授至極之灌頂位、若雖授其位、不可令見灌頂之書、雖令見其書、所餘祕密之中之祕密印、但至于入滅之日、可傳授於實心之弟子、其印眞

言無文有師口、抑眞實求無上菩提者、努力努力能隨順師道、至于入滅之時、可乞受死後必報恩如祖如佛、書其影像若依常可供養香華燈明飲食等、有其靈常加護弟子弘道、此是密之又祕密、口決中又口決也。

(五二七) 續日本紀 卷第五

遣挑文師于諸國、始教習折錦綾、

(註) 元明天皇紀、和銅四年閏六月十四日の條

(五二八) 日本後紀 卷第五

遣伊勢參河相模近江丹波、但馬等國婦女各二人於陸奥國、教習養□□以二一年、

(註) 桓武天皇紀、延曆十五年十一月八日の條 ○教習云々 矢野玄道の『日本逸史私記』に據れば「疑當レ填置限二字」と云ふ

(五二九) 類聚三代格 卷第四

右得造瓦使解稱、瓦之脆弱無師之所致也、方今木工寮瓦工從八位上模作子烏久直寮家、知造瓦術、望請、件人爲長上、謹請官裁者、右大臣○清原夏野宣奉勅、依請、宜割木工寮長上工十四人之内、置造瓦長上一員、以件人初爲任、

(註) 承和元年一月二十九日の太政官符、應置造瓦長上一員「事」の條

(五三〇) 類聚三代格 卷第四

右得兵部省解稱、鼓吹司解稱、軍旅之設、吹角爲本、征戰之備、鉦鼓爲先、今有吹角長上三人、曾無鉦鼓之師、至威儀之日、有失進退之節、望請置鉦鼓長上、教習生徒者、右大臣○神宣奉勅、宜廢大笛長上、兼預大角長上、更置鉦鼓長上、其官位亦同吹角長上、

(註) 延曆十九年十月七日の太政官符「廢置長上「事」」の條

〔五三六〕古事談 第三

道命阿闍梨ハ道綱卿息也、其音聲微妙ニシテ、讀經之時聞人皆發道心云○中、曉更ニ目ヲ覺テ、讀經兩三卷之後、マドロミタル夢ニ、ハシノ方ニ有老翁、誰人哉ト相尋之處、翁云、五條西洞院邊ニ侍翁也、御經之時者奉始梵王帝釋天神地祇悉御聽聞之間、此翁ナドハ近邊ヘモ不能參寄、而只今御經ハ行水モ候ハデ令讀給ヘレバ、諸神祇無御聽聞隙ニテ、此翁參テヨク聽聞候了、喜悅之由令申也云々、

〔註〕「僧行」の章「道命讀經道祖神聽聞事」の條

〔五三七〕今昔物語集 卷第十五

此レヲ聞ク人食ニ依テハ往生ノ妨ト不成ズ、只念佛ニ依テ極樂ニハ參ル也ケリト皆知ケリ、○中又大炊御門面ニハハハタ板ヲ立テ穴ヲアケタル處

〔註〕「北山餌取法師往生語第廿七」の條

〔五三八〕古事談 第二

小野宮ノ室町面ニハ、○中又大炊御門面ニハハタ板ヲ立テ穴ヲアケタル處アリケリ、ソレニ菓子ナドヲ令置給ケレバ、京童部集テ天下事共ヲ語申ケリ、其中ニ名事ドモ多聞ケリ、

〔註〕「臣節」の章「小野宮邸門閉事」の條

〔五三九〕古事談 第二

德大寺大饗、宇治左府○藤原賴長令向給之時、如法令食給云云、事畢之後、別足之食樣見習ハムトテ、人々群寄見ケレバ、繼目ヨリハ上ヲスコシツケテ切タリケルヲ、カバマリタル方ヲ、一口令食給タリケリ、

〔註〕「臣節」の章「德大寺大饗後賴長別足食樣事」の條

解 説

中古の教育は上古に比して著しく意識的・具案的となつた。特に教育機關を設置し、之を通して教育せんとする方法はこの時代に始まるもので、教育が意圖的・具案的に行はれるやうになつたことを示す最も顯著な例である。但し教育機關を通して行はれた教育は既に第三章に收められたので、本章では家庭教育を中心として敘述して行かう。

先づこの時代の教育の方法の特徴を順序として貴族の男子から概述しよう。幼年時代に乳母によつて育てられた例は既に上古にも見られた〔五一・五二〕が、この時代の貴族にはこの傾向が著しくなつて來た。乳母は通常その家に使つて居る者の身内で所謂「疎からぬ乳ある」ものを以つて充て〔四二二〕、幼年時代ばかりでなく結婚の世話までし〔四一三〕、随つて乳母はその育てた若君の盛衰を自己の喜憂として考へた〔八二・四一四〕。それ故乳母は幼少時代に乳を吞ませることも一つの機能であつた〔四一四〕が、必ずしもそのみが必要條件ではなかつた〔四一五〕のである。

男兒凡そ七歳に達すると書始（よみはじめ）を行ふ〔四一六〕。宛も今日の小學校への就學に比すべきもので、この時通常『御註孝經』が讀まれ〔四一七〕或は『史記』〔四一八〕その他も讀まれた。これから復習係として

尙復が置かれたり〔四一七〕、教師につく教育が始められる。『平家物語』に見える小師といふのも〔四一九〕恐らくはかゝる幼少時代の教師であらう。かくのごとく教師につく教育の方法の様式は未だ上古には見られなかつた所で、漢文の傳來により稚郎子が王仁を師として學ばれたのが最も古く〔四二〇〕、次いで蘇我氏討伐の計のため中大兄皇子が中臣鎌子と共に南淵請安の家へ通はれた記事〔四二二〕が見られるから、この頃には既に教師の家へ學問に行くことを人が怪しまぬ程一般的になつて居つたのであらう。併し平安朝時代になると上流の人々は多く師を招じて自宅で教授を受けたのであつて、具平親王は博士について詩文を學ばれ〔四二三〕、藤原道長〔四二三〕や忠實〔三四四〕は僧侶について經文を習つたが、是等の場合は何れも自宅で行はれた。尤も『狹衣』では法華八講の機會に殿を始め上達部・殿上人等も集まつて經文を聽講し論議して居る〔四二四〕が、かゝる講や竟宴が貴族の教育を受ける一つの機會になつたことは附記して置かねばならぬ。『宇津保物語』の藏人の「講師日々に參り、御書遊ばす」との言葉〔二九五〕は東宮のことを述べ奉つたのであるから教師が參上するのは當然であつた。夕霧の大將は曹司に入つて師に預けられて勉強した〔四二五〕。大學に入る場合には學校に於いて教授を受けたが、有力なる氏族が曹司を作つた後は、彼等の一族はこゝに入つて勉強したのである。經書の教授は教師先づ讀んで生徒は之に従つて讀んだ〔四一八〕。平常漢書を反覆誦讀したことは鎌足の傳記に見え〔三二一〕、師賴が釋奠の式に成通を閉口させ